

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第1編 共通編            第1章 総則            第1節 総則            1-1-1-2 用語の定義            46 JIS規格とは、法令に規定されているものをいう。            1-1-1-3 設計図書の照査等            2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款 第19条第1項第1号 から 第5号 に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合には従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款 第20条 によるものとし、監督員からの指示によるものとする。            1-1-1-5 施工計画書            2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。            1-1-1-20 建設副産物            4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。            5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。            1-1-1-21 特定建設資材の分解解体等及び再資源化等の適正な措置(略)※新規追加            1-1-1-22 工事材料の品質            ※以降、旧仕様書1-1-22～35を1-1-1-23～36に変更            1-1-1-37 環境対策            4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>第1編 共通編            第1章 総則            第1節 総則            1-1-2 用語の定義            46. JIS規格とは、日本工業規格をいう。            1-1-3 設計図書の照査等            2. 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は、書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。            1-1-5 施工計画書            2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。            1-1-20 建設副産物            4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。            5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。            1-1-21 工事材料の品質            1-1-36 環境対策            4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>1-1-1-38 文化財の保護            ※以降、旧仕様書 1-1-38～49を 1-1-1-39～50に変更</p> <p>第2章 土工            第3節 治山土工            1-2-3-2 伐開・除根等            (略) ※新規追加            1-2-3-3 崩土等の除去            (略) ※新規追加            1-2-3-4 掘削工            (略)            1-2-3-5 盛土工            (略)            1-2-3-6 作業土工(床掘・埋戻し)            (略) ※新規追加            1-2-3-7 法面整形工            (略)            1-2-3-8 堤防天端工            (略)            1-2-3-9 残土処理工            (略)</p> <p>第4節 林道土工            1-2-4-1 一般事項            1～2 (略)            3 (略) ※新規追加            4～11 (略)            12 (略) ※新規追加            13～20 (略)            1-2-4-5 盛土補強工            1～14 (略) ※新規追加            1-2-4-6 作業土工(床掘・埋戻し)            (略) ※新規追加            1-2-4-7 法面整形工            (略)            1-2-4-8 残土処理工            (略)</p>	<p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>第2章 土工            第3節 治山土工</p> <p>2-3-2 掘削工            (略)            2-3-3 盛土工            (略)</p> <p>2-3-5 法面整形工            (略)            2-3-6 堤防天端工            (略)            2-3-7 残土処理工            (略)</p> <p>第4節 林道土工            2-4-1 一般事項            1～18 (略)</p> <p>2-4-5 法面整形工            (略)            2-4-6 残土処理工            (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」（土木学会平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。また、これ以外による場合には、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において、特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)</p> <p>(3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)</p> <p>(4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日)</p> <p>(5) 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成14年7月31日)</p> <p>(6) 土木学会 鉄筋定着・継手指指針(平成19年8月)</p> <p>(7) 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(平成21年9月)</p> <p>(8) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成28年7月)</p> <p>(9) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)</p> <p>(10) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めたコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)</p> <p>(11) 林野庁 治山技術基準</p> <p>(12) 林野庁 林道技術基準</p> <p>3 受注者は、<u>治山工事</u>においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成12年2月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日)</p> <p>国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成14年7月31日)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指指針(平成20年8月)</p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(平成17年4月)</p> <p>3. 受注者は、<u>土木工事及び空港工事</u>においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>(2) <u>JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</u></p> <p>1-3-3-3 配合</p> <p>2 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、<u>表1-3-1の計画配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合には、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合には、配合試験を省略できる。</u></p> <p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>2 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、計量については、現場配合により行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、<u>JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水</u></p>	<p>員と協議しなければならない。</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3-3-3 配合</p> <p>2. 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、<u>表3-1の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。但し、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合実験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を略できる。</u></p> <p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)又は監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>S率試験方法」、または連続測定が可能な簡易試験方法、または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p> <p>3 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>第6節 運搬・打込み 1-3-6-2 準備 4 受注者は、打込みに先立ち、打込み場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。</p> <p>1-3-6-4 打込み 1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。また、練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で、1.5時間、25℃下の場合で、2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は、1.5時間以内としなければならない。また、これ以外で施工する可能性がある場合には、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。</p> <p>1-3-6-5 締固め 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等のバイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。</p> <p>1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置 2 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合には、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>1-3-6-9 養生 1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な</p>	<p>3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験をJIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会基準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>第6節 運搬・打設 3-6-2 準備 4. 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。</p> <p>3-6-4 打設 1. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、速やかに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、この時間中コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。</p> <p>3-6-5 締固め 1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。</p> <p>3-6-6 沈下ひび割れに対する処置 2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、速やかにタンピングや再振動を行い、これを消さなければならない。</p> <p>3-6-9 養生 1. 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。また、養生方法の選定に当たっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p>	<p>な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか又は、散水、湛水を行い、少なくとも表3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p>
<p>第7節 鉄筋工</p> <p>1-3-7-1 一般事項</p> <p>2 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立てが可能か、打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ることを確かめなければならない。また、不備を発見したときには、監督員に協議しなければならない。</p> <p>1-3-7-3 加工</p> <p>3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合には、「コンクリート標準示方書（設計編）本編 第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準示方書 第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成30年3月）の規定による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合には、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋との空きを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p> <p>1-3-7-5 継手</p> <p>1 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合には、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>第7節 鉄筋工</p> <p>3-7-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能かまた配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは、監督員に協議しなければならない。</p> <p>3-7-3 加工</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章 鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成20年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5. 受注者は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p> <p>3-7-5 継手</p> <p>1. 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第1編 共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p><u>1-3-7-6 ガス圧接</u>                      1 圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合には、監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査職員から請求があった場合には、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。                      3 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合には、<u>手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合にはこの限りではない。</u>                      5 突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は<u>2mm以下とする。</u></p> <p>第9節 暑中コンクリート  <u>1-3-9-2 施工</u>                      1 暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合には、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には、使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について、施工計画書に記載しなければならない。                      3 打込み時のコンクリート温度は、35℃以下とする。<u>また、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保出来ることを確かめなければならない。</u></p>	<p><u>3-7-6 ガス圧接</u>                      1. 圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員又は検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。                      3. 受注者は、規格又は形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。但し、D41とD51の場合は、この限りではない。                      5. 突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は<u>以下のとおりとする。</u>  <u>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下</u>  <u>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下</u>  <u>但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合：すき間2mm以下とする。</u></p> <p>第9節 暑中コンクリート  <u>3-9-2 施工</u>                      1. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和)の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。なお、遅延剤を使用する場合には、使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。                      3. 打設時のコンクリート温度は35℃以下とする。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質</p> <p>1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において、整備、保管し、監督員または検査職員の請求があった場合には、速やかに提示しなければならない。ただし、表2-1-1の工事材料及び設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>4 受注者は、表2-1-1の工事材料及び設計図書において、<u>監督員の試験もしくは、確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</u>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>6 受注者は、<u>海外で生産された建設資材のうち、JISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合には、海外建設資材品質審査、証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</u>なお、表2-1-2に示す海外で生産された建設資材を用いる場合には、<u>海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</u></p> <p>7 受注者は、表2-1-1の工事材料を使用する場合には、<u>その外観及び品質規格証明書等を照合して、確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質</p> <p>1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、表1-1の工事材料及び設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>4. 受注者は、表1-1の工事材料及び設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>6. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、<u>海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。</u></p> <p>なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、<u>海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書			旧仕様書		
表2-1-1 指定材料の品質確認一覧			表1-1 指定材料の品質確認一覧		
区 分	確 認 材 料 名	摘 要	区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材		鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)			プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く		鋼製杭及び鋼矢板	任意の仮設材は除く
セメント及び混和剤	セメント	JISマーク表示品以外	セメント及び混和材	セメント	JISマーク表示製品以外
	混和材料	JISマーク表示品以外		混和材料	JISマーク表示製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品	一般JISマーク表示品、県土木部承認、県農地部指定、製造管理技術委員会認定以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JISマーク表示製品、県土木部承認、県農地部指定、製造管理技術委員会認定以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JISマーク表示品以外		コンクリート杭、コンクリート矢板	JISマーク表示製品以外
塗 料	塗料一般		塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JISマーク表示品以外	そ の 他	レディーミクストコンクリート	JISマーク表示製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く		アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所杭用レディミクストコンクリート	JISマーク表示品以外		場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JISマーク表示製品以外
	薬液注入材			薬液注入剤	
	種子・肥料			種子・肥料	
	薬 剤			薬剤	
	籠マット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)		かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)
	袋型根固め用袋材			袋型根固め用袋材	
	河川護岸用吸出防止材(シート)	引張強度9.8kN/m以上		遮水シートB	
	遮水シートB			現場発生品	
	現場発生品				
[注1] 本表で日本下水道協会規格(JSWAS)製品はJISマーク表示品に準じて扱う。 [注2] 上表のほか特殊な製品等は監督員が指定し、確認すること。			1. 本表で日本下水道協会規格(JIWS)製品はJISマーク表示製品に準じて扱う。 2. 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書		旧仕様書		
表2-1-2 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材				
区分／細別	品目	対応JIS規格 (参考)		
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210		
	高炉セメント	JIS R 5211		
	シリカセメント	JIS R 5212		
	フライアッシュセメント	JIS R 5213		
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	
		溶接構造用耐侯性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	
		2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	
		PC鋼棒	JIS G 3109	
		ピアノ線材	JIS G 3502	
		硬鋼線材	JIS G 3506	
		7 鉄網	鉄線	JIS G 3532
			溶接金網	JIS G 3551
			ひし形金網	JIS G 3552
		8 鋼製杭及び鋼矢板	鋼管杭	JIS A 5525
			H形鋼杭	JIS A 5526
			熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
	鋼管矢板		JIS A 5530	
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
		六角ボルト	JIS B 1180	
		六角ナット	JIS B 1181	
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	
	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規格	
石油アスファルト乳剤		JIS K 2208		
IV 割栗石及び骨材	割栗石	JIS A 5006		
	道路用碎石	JIS A 5001		
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001		
	フィラー(舗装用石炭石粉)	JIS A 5008		
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005		
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011		
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第2章 林業土木工事材料            第1節 土  <u>1 工事に使用する土は、設計図書に示す場合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとす。</u>  <u>2 盛土材料は、ゴミ、竹木、草根、その他の腐食し易い雑物を含まないものとする。</u>  <u>3 土羽土は、植生の生育及び法面維持に適したものを使用するものとする。</u></p> <p>第3節 骨材  <u>2-2-3-1 一般事項</u>  <u>1 道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</u>  <u>JIS A 5001(道路用砕石)</u>  <u>JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)</u>  <u>JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)</u>  <u>JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)</u>            (略)</p>	<p>第2章 林業土木工事材料            第1節 土            2-1-1 一般事項            工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。</p> <p>第3節 骨材            2-3-1 一般事項  <u>1. 道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗(細)骨材は、以下の規格に適合するものとする。</u>  <u>JIS A 5001 (道路用砕石)</u>  <u>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</u>  <u>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)</u>            (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書

表2-2-2

無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び 寸法 (mm) 粗骨材の 最大寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95~ 100	—	35~ 70	—	—	10~ 30	0~ 5	—
25	—	100	95~ 100	—	30~ 70	—	—	0~ 10	0~ 5
20	—	—	100	90~ 100	—	—	20~ 55	0~ 10	0~ 5
10	—	—	—	—	—	100	90~ 100	0~ 15	0~ 5

旧仕様書

表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び 寸法 (mm) 粗骨材の 大きさ (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)											
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
50-5	—	—	100	95~ 100	—	—	35~ 70	—	10~ 30	—	0~ 5	—
40-5	—	—	—	100	95~ 100	—	—	35~ 70	—	10~ 30	0~ 5	—
30-5	—	—	—	—	100	95~ 100	—	40~ 75	—	10~ 35	0~ 10	0~ 5
25-5	—	—	—	—	—	100	95~ 100	—	30~ 70	—	0~ 10	0~ 5
20-5	—	—	—	—	—	—	100	90~ 100	—	20~ 55	0~ 10	0~ 5
15-5	—	—	—	—	—	—	—	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5
10-5	—	—	—	—	—	—	—	—	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10
50-25※	—	—	100	90~ 100	35~ 70	—	0~ 15	—	0~ 5	—	—	—
40-20※	—	—	—	100	90~ 100	—	20~ 55	0~ 15	—	0~ 5	—	—
30-15※	—	—	—	—	100	90~ 100	—	20~ 55	0~ 15	0~ 10	—	—

[注] ※の粗骨材は、骨材分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書								
<p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" data-bbox="304 360 1043 486"> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上</td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>部材最小寸法の1/4以下、かつ、鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋の空きの1/2以下。</td> </tr> </table> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 5 路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-2-9の規格に適合するものとする。 表2-2-9 (略)</p> <p>[注1] ~[注2] (略) [注3] エージングとは、高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。 [注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <p>6 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)は、表2-2-10の規格に適合するものとする。 表2-2-10 (略)</p> <p>[注1] (略) [注2] エージングとは、製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理(通常エージング)をいう。</p>	最小寸法	15mm以上	最大寸法	部材最小寸法の1/4以下、かつ、鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋の空きの1/2以下。	<p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" data-bbox="1171 360 1962 469"> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上。</td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は鉄筋のあきの2/3以下。</td> </tr> </table> <p>2-3-3 アスファルト舗装用骨材 5. 鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。 表2-9 (略)</p> <p>[注1] ~[注2] (略)</p> <p>6. 製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。 表2-10 (略)</p> <p>[注1] (略) [注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質(遊離石灰)を反応させるため鉄鋼スラグを屋外に野積にし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p>	最小寸法	15mm以上。	最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は鉄筋のあきの2/3以下。
最小寸法	15mm以上								
最大寸法	部材最小寸法の1/4以下、かつ、鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋の空きの1/2以下。								
最小寸法	15mm以上。								
最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は鉄筋のあきの2/3以下。								

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書		旧仕様書																																																																																																																																																								
<p>2-2-3-6 安定材</p> <p>1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p>		<p>2-3-6 安定材</p> <p>1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p>																																																																																																																																																								
<p>表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>針入度(25℃) (1/10mm)</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 (℃)</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) (cm)</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 (℃)</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率(%)</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率(%)</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率(%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度 比(%)</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) (g/cm<sup>3</sup>)</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>		種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	項目								針入度(25℃) (1/10mm)	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 (℃)	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) (cm)	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 (%)	99.0以上	引火点 (℃)	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱質量 変化率(%)	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率(%)	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率(%)	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の針入度 比(%)	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	1.000以上	<p>表2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p>		種類	40~60	60~80	80~100	100~120	項目					針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟化点℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上												
種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																			
項目																																																																																																																																																										
針入度(25℃) (1/10mm)	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																			
軟化点 (℃)	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																			
伸度(15℃) (cm)	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																			
トルエン可溶分 (%)	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																			
引火点 (℃)	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																			
薄膜加熱質量 変化率(%)	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																			
薄膜加熱針入度 残留率(%)	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																			
蒸発後の質量 変化率(%)	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																			
蒸発後の針入度 比(%)	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																			
密度(15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																			
種類	40~60	60~80	80~100	100~120																																																																																																																																																						
項目																																																																																																																																																										
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																																																																						
軟化点℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0																																																																																																																																																						
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																						
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																						
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下																																																																																																																																																						
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																																																																						
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																																																																						
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																						
<p>表2-2-16 (略)</p>		<p>表2-16 (略)</p>																																																																																																																																																								
<p>第4節 木材</p> <p>2-2-4-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用する木材は、<u>使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、<u>防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。また、比較的規模が大きく、外力を考慮</u></p>		<p>第4節 木材</p> <p>2-4-1 一般事項</p> <p>1. 工事に使用する木材は、<u>有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。</u></p> <p>2. (略)</p>																																																																																																																																																								

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>する構造部材で一定程度長期に強度を維持する必要がある場合には、<u>防腐処理における湿潤度が適切に管理されたものを基本とする。</u></p> <p><u>4 橋梁等に使用する構造用大断面集成材は、JAS規格品とする。</u></p> <p><u>5 使用する木材の寸法は、仕様寸法以上、かつ、施工に支障の出ない範囲のものでなければならない。</u></p> <p><u>6 現地発生木材等を使用する場合、品質・形状等については、監督員の指示によるものとする。</u></p> <p><u>2-2-4-2 木材保存剤の品質</u>  <u>防腐・防蟻処理に使用する木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつJIS K 1570(木材保存剤)に定められた品質に適合するものとする。</u></p> <p><u>2-2-4-3 合板型枠</u>  <u>1 受注者は、環境負荷の低減を促進するとともに、森林土木工事における木材利用推進のため、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型枠の利用を推進するものとする。</u>  <u>2 工事に使用する合板型枠は、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型枠として、認定番号及び認定団体名等を合板型枠の板面に表示されているものでなければならない。</u></p> <p><u>2-2-4-4 根株・末木枝条</u>  <u>1 受注者は、工事施工によって生ずる根株等については、森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて(平成11年11月16日 11-16 林野庁林政部森林組合課長他6 課長連名通知)に基づき、①工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用、②剥ぎ取り表土の盛土材としての利用を図る等、適正に取り扱わなければならない。</u>  <u>2 受注者は、工事現場内における林地への自然還元として利用する場合には、根株等がより、下流へ流失するおそれがないよう、安定した状態にするものとし、必要に応じて柵工や筋工等を設置しなければならない。</u></p> <p>第5節 鋼材                  2-2-5-1 一般事項                  (略)                  2-2-5-2 構造用圧延鋼材                  (略)</p>	<p>第5節 鋼材                  2-5-1 一般事項                  (略)                  2-5-2 構造用圧延鋼材                  (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)                      JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)                      JIS G 3114(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)  <u>JIS G 3140(橋梁用高降伏点鋼板)</u>                      2-2-5-6 ボルト用鋼材                      (略)                      JIS M 2506(ロックボルト及びその構成部品)                      摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)                      2-2-5-14 鉄線蛇籠                      鉄線蛇籠は、以下の規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。                      なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合には、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m<sup>2</sup>以上のめっき鉄線を使用するものとする。                      JIS A 5513(蛇籠)                      2-2-5-16 ガードレール(路側用)                      ガードレール(路側用)は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(4) (略)                      2-2-5-17 ガードケーブル(路側用)                      ガードケーブル(路側用)は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(6) (略)                      第6節 セメント及び混和材料                      2-2-6-1 一般事項                      3 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底に貯まって出ない部分ができないような構造にしなければならない。                      4 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。                      また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	<p>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)                      JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)                      JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)                      2-5-6 ボルト用鋼材                      (略)                      JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)                      トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)                      2-5-14 鉄線じゃかご                      鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300 g /m<sup>2</sup>以上のめっき鉄線を使用するものとする。                      2-5-16 ガードレール (路側用、分離帯用)                      ガードレール (路側用、<u>分離帯用</u>) は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(4) (略)                      2-5-17 ガードケーブル (路側用、<u>分離帯用</u>)                      ガードケーブル (路側用、<u>分離帯用</u>) は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(6) (略)                      第6節 セメント及び混和材料                      2-6-1 一般事項                      3. セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分ができないような構造とするものとする。                      4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント、又は湿気をうけた疑いのあるセメントその他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書				旧仕様書			
2-2-6-2 セメント 1 (略)				2-6-2 セメント 1 (略)			
表2-2-17 セメントの種類				表2-17 セメントの種類			
JIS番号	名称	区分	摘要	JIS番号	名称	区分	摘要
R5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド	低アルカリ形を含む	R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド	低アルカリ形については付属書による
		(2)早強ポルトランド	〃			(2)早強ポルトランド	〃
		(3)中庸熟ポルトランド	〃			(3)中庸熟ポルトランド	〃
		(4)超早強ポルトランド	〃			(4)超早強ポルトランド	〃
		(5)低熱ポルトランド	〃			(5)低熱ポルトランド	〃
		(6)耐硫酸塩ポルトランド	〃			(6)耐硫酸塩ポルトランド	〃
R5211	高炉セメント	(1)A種高炉	高炉スラグの分量(質量%) 5を超え30以下	R 5211	高炉セメント	(1)A種高炉	高炉スラグの分量(質量%) 5を超え30以下
		(2)B種高炉	30を超え60以下			(2)B種高炉	30を超え60以下
		(3)C種高炉	60を超え70以下			(3)C種高炉	60を超え70以下
R5212	シリカセメント	(1)A種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5を超え10以下	R 5212	シリカセメント	(1)A種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5を超え10以下
		(2)B種シリカ	10を超え20以下			(2)B種シリカ	10を超え20以下
		(3)C種シリカ	20を超え30以下			(3)C種シリカ	20を超え30以下
R5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ	フライアッシュ分量(質量%) 5を超え10以下	R 5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ	フライアッシュ分量(質量%) 5を超え10以下
		(2)B種フライアッシュ	10を超え20以下			(2)B種フライアッシュ	10を超え20以下
		(3)C種フライアッシュ	20を超え30以下			(3)C種フライアッシュ	20を超え30以下
R5214	エコセメント	(1)普通エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1以下	R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1以下
		(2)速硬エコセメント	0.5以上1.5以下			(2)速硬エコセメント	0.5以上1.5以下
<p>3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-18 (略)</p> <p>[注] 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ(Na o eq)の値を0.6%以下とする。</p>				<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-18の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-18 (略)</p> <p>[注] 全アルカリ(Na o eq)の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。</p>			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>2-2-6-3 混和材料  <u>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」（土木学会平成25年11月)の規格に適合するものとする。</u>                  2-2-6-4 コンクリート用水  <u>1 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道、またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</u>  <u>2 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練り混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレーターを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。</u></p> <p>第7節 セメントコンクリート製品                  2-2-7-1 一般事項  <u>2 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C1-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とするものとする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合には、監督員の承諾を得なければならない。</u>                  2-2-7-2 セメントコンクリート製品  <u>2 前項の他、新潟県土木部制定の「新潟県土木部汎用コンクリート二次製品及び工場等承認要綱」により承認されたもの及び新潟県農地部制定の「新潟県農地部規格コンクリート二次製品製造工場指定要綱」により指定されたもの。</u></p>	<p>2-6-3 混和材料                  5. 急結剤は、<u>JSCE-D 102</u>に適合するものとする。</p> <p>2-6-4 コンクリート用水                  1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又はJIS A 5308:2009(レディーミクストコンクリート) 付属書3に適合したものでなければならない。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。                  2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練り混ぜ水として使用してはならない。但し、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。</p> <p>第7節 セメントコンクリート製品                  2-7-1 一般事項                  2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C1-)の総量で表すものとし、練り混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。                  2-7-2 セメントコンクリート製品                  2. 前項の他、新潟県土木部制定の「新潟県土木部汎用コンクリート二次製品及び工場等承認要綱」により承認されたもの及び新潟県農地部制定の「新潟県農地部規格コンクリート二次製品製造工場指定要綱」により指定されたもの。  <u>(平成20年3月10月付け林第1031号及び林第1031号の2 林政課長名で同様の取扱いをする旨の通知をしている。)</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書																																																																																																						
<p>第8節 瀝青材料                      2-2-8-1 一般瀝青材料                      2 ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合には、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表2-2-19（略）</p> <p>5 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。</p>	<p>第8節 瀝青材料                      2-8-1 一般瀝青材料                      2. ポリマー改質アスファルトは、表2-19の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">表2-19（略）</p> <p>5. 石油アスファルト乳剤は、表2-16、23の規格に適合するものとする</p>																																																																																																						
<p><b>表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">種類及び記号</th> <th style="text-align: center;">PKR-T</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度(25℃)</td> <td></td> <td>1~10</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分(1.18mm)</td> <td style="text-align: center;">(%)</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽(+)</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td style="text-align: center;">(%)</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">蒸発残留物</td> <td>針入度(25℃)</td> <td style="text-align: center;">(1/10mm)</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点</td> <td style="text-align: center;">(℃)</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td style="text-align: center;">(25℃)</td> <td style="text-align: center;">(N・m)</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15℃)</td> <td style="text-align: center;">(N・m)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td style="text-align: center;">(25℃)</td> <td style="text-align: center;">(N・m)</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15℃)</td> <td style="text-align: center;">(N・m)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度(24hr)質量</td> <td style="text-align: center;">(%)</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	種類及び記号		PKR-T	項目			エングレー度(25℃)		1~10	ふるい残留分(1.18mm)	(%)	0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽(+)	蒸発残留分	(%)	50以上	蒸発残留物	針入度(25℃)	(1/10mm)	60を超え150以下	軟化点	(℃)	42.0以上	タフネス	(25℃)	(N・m)	3.0以上	(15℃)	(N・m)	—	テナシティ	(25℃)	(N・m)	1.5以上	(15℃)	(N・m)	—	貯蔵安定度(24hr)質量	(%)	1以下	<p><b>表2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">種類および記号</th> <th style="text-align: center;">PKR-T</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度(25℃)</td> <td></td> <td>1~10</td> </tr> <tr> <td>セイボルトフロー秒(50℃)</td> <td style="text-align: center;">s</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分(1.18mm)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽(+)</td> </tr> <tr> <td>留出油分(360℃までの)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">蒸発残留物</td> <td>針入度(25℃)</td> <td style="text-align: center;">1/10mm</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td style="text-align: center;">(25℃)N</td> <td style="text-align: center;">・m</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15℃)N</td> <td style="text-align: center;">・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td style="text-align: center;">(25℃)N</td> <td style="text-align: center;">・m</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15℃)N</td> <td style="text-align: center;">・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度(24hr)質量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>浸透性</td> <td style="text-align: center;">s</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度(-5℃)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種類および記号		PKR-T	項目			エングレー度(25℃)		1~10	セイボルトフロー秒(50℃)	s	—	ふるい残留分(1.18mm)	%	0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽(+)	留出油分(360℃までの)		—	蒸発残留分	%	50以上	蒸発残留物	針入度(25℃)	1/10mm	60を超え150以下	軟化点	℃	42.0以上	タフネス	(25℃)N	・m	3.0以上	(15℃)N	・m	—	テナシティ	(25℃)N	・m	1.5以上	(15℃)N	・m	—	貯蔵安定度(24hr)質量	%	1以下	浸透性	s	—	凍結安定度(-5℃)		—
種類及び記号		PKR-T																																																																																																					
項目																																																																																																							
エングレー度(25℃)		1~10																																																																																																					
ふるい残留分(1.18mm)	(%)	0.3以下																																																																																																					
付着度		2/3以上																																																																																																					
粒子の電荷		陽(+)																																																																																																					
蒸発残留分	(%)	50以上																																																																																																					
蒸発残留物	針入度(25℃)	(1/10mm)	60を超え150以下																																																																																																				
	軟化点	(℃)	42.0以上																																																																																																				
	タフネス	(25℃)	(N・m)	3.0以上																																																																																																			
		(15℃)	(N・m)	—																																																																																																			
	テナシティ	(25℃)	(N・m)	1.5以上																																																																																																			
		(15℃)	(N・m)	—																																																																																																			
貯蔵安定度(24hr)質量	(%)	1以下																																																																																																					
種類および記号		PKR-T																																																																																																					
項目																																																																																																							
エングレー度(25℃)		1~10																																																																																																					
セイボルトフロー秒(50℃)	s	—																																																																																																					
ふるい残留分(1.18mm)	%	0.3以下																																																																																																					
付着度		2/3以上																																																																																																					
粒子の電荷		陽(+)																																																																																																					
留出油分(360℃までの)		—																																																																																																					
蒸発残留分	%	50以上																																																																																																					
蒸発残留物	針入度(25℃)	1/10mm	60を超え150以下																																																																																																				
	軟化点	℃	42.0以上																																																																																																				
	タフネス	(25℃)N	・m	3.0以上																																																																																																			
		(15℃)N	・m	—																																																																																																			
	テナシティ	(25℃)N	・m	1.5以上																																																																																																			
		(15℃)N	・m	—																																																																																																			
貯蔵安定度(24hr)質量	%	1以下																																																																																																					
浸透性	s	—																																																																																																					
凍結安定度(-5℃)		—																																																																																																					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書																												
<p>2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(昭和47年8月9日政令第318号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。 表2-2-24、表2-2-25（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</b></p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="266 533 1088 826"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) (mm<sup>2</sup>/s)</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 (℃)</td> <td>250 以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 (%)</td> <td><u>± 3 以内</u></td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) (g/cm<sup>3</sup>)</td> <td>報 告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会 JPI-5S-70-10)</td> <td>報 告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>とすることが望ましい</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) (mm <sup>2</sup> /s)	80～1,000	引 火 点 (℃)	250 以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下	薄膜加熱質量変化率 (%)	<u>± 3 以内</u>	密 度 (15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	報 告	組 成 (石油学会 JPI-5S-70-10)	報 告	<p>2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、2-25、2-26の規格に適合するものとする。 表2-24、2-25（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-26 再生用添加剤の品質プラント再生用</b></p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1178 544 1939 798"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm<sup>2</sup>/s</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td><u>-3～+3以下</u></td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>報 告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td>報 告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>とすることが望ましい</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	<u>-3～+3以下</u>	密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報 告	組 成 分 析	報 告
項 目	標準的性状																												
動 粘 度 (60℃) (mm <sup>2</sup> /s)	80～1,000																												
引 火 点 (℃)	250 以上																												
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下																												
薄膜加熱質量変化率 (%)	<u>± 3 以内</u>																												
密 度 (15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	報 告																												
組 成 (石油学会 JPI-5S-70-10)	報 告																												
項 目	標準的性状																												
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000																												
引 火 点 ℃	250以上																												
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																												
薄膜加熱質量変化率 %	<u>-3～+3以下</u>																												
密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報 告																												
組 成 分 析	報 告																												

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第9節 植生材料</p> <p><u>2-2-9-1 一般事項</u> (略) ※新規</p> <p><u>2-2-9-2 芝</u> 芝を切り取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、蒸れ、傷み、土崩れ等のないものとしなければならない。また、保管に当たっては<u>適当に通風を良くし、あるいは散水するなど保存に注意しなければならない。</u></p> <p>3 (略) ※新規追加</p> <p><u>2-2-9-3 粗朶及び稲わら</u> 1 粗朶類及び帯梢は、生木で弾力に富む広葉樹とし、用途に適合した品質、形状を有するものでなければならない。 2 帯梢の寸法の標準は、長さ3.0m程度以上、元口径2～4cm、末口径0.6～0.9cm程度で枝を払ったものでなければならない。 3 粗朶及び帯梢は、通気保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど乾燥を防ぐように保管しなければならない。 4 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分をそなえたもので、雑物が混入していないものを使用しなければならない。</p> <p><u>2-2-9-4 目串</u> (略)</p> <p><u>2-2-9-5 土壌</u> (略)</p> <p><u>2-2-9-6 種子</u> (略)</p> <p><u>2-2-9-7 苗木</u></p> <p>3 苗木の購入について、指示のある場合には、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><u>2-2-9-8 肥料</u> 1～6 (略)</p> <p><u>2-2-9-9 萱及び雑草木株</u></p>	<p>第9節 <u>芝及びそだ</u></p> <p><u>2-9-1 芝</u> (姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝) 2. 受注者は、芝を切り取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。</p> <p><u>2-9-2 そだ</u> そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固じん性に富むかん木とするものとする。</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-1 目串</u> (略)</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-2 土壌</u> (略)</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-3 種子</u> (略)</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-7 苗木</u> 受注者は、苗木を取り扱うに当たり、次の事項によらなければならない。 3. 苗木は、設計図書及び特記仕様書に示された品名、規格、寸法等を有しているものでなければならない。</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-5 肥料等</u> 受注者は、肥料等を施工するに当たり、次の各項によらなければならない。 1～6 (略)</p> <p>(第14節 緑化材料) <u>2-14-6 萱及び雑草木株</u> 受注者は、萱及び雑草木株を使用するに当たり、次の事項によらなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第2編 材料編）

新仕様書	旧仕様書
<p>1～2（略） 2-2-9-10 <u>葦簀・竹簀</u> （略）</p> <p>第11節 塗料 2-2-11-1 一般事項 （略）</p> <p>第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 （略） 表2-2-29、表2-2-30、表2-2-31（略） [注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(<u>再帰性反射材</u>)による。</p> <p>2-2-12-2 区画線 区画線は、以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665(路面標示用塗料)</p> <p>第13節 その他 2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤 （略） 2-2-13-2 合成樹脂製品 （略）</p>	<p>1～2（略） (第14節 緑化材料) 2-14-8 <u>よし簀・竹簀</u> （略）</p> <p>第11節 塗料 （略）</p> <p>第12節 道路標識及び区画線 2-12-1 道路標識 （略） 表2-29、表2-30、表2-31（略） [注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(<u>保安用反射シート及びテープ</u>)による。 2-12-2 区画線 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665 (路面標示用塗料) JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温) <u>2種 (//加熱)</u> <u>3種1号 (//溶融)</u></p> <p>第13節 その他 2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤 （略） 2-13-2 合成樹脂製品 （略）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第3編 林業土木工事共通編                      第1章 一般施工                      第1節 適用                      1. 本章は、各工事において、共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）                      日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）                      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）                      日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）                      日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）                      建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）                      建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）                      日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）                      国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月 一部改正）                      環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）                      日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）                      全国特定法面保護協会 法枠工の設計施工指針（平成25年10月）                      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）                      日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）</p>	<p>第3編 林業土木工事共通編                      第1章 一般施工                      第1節 適用                      1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、軽量盛土工、植生基材吹付工、客土吹付工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）（平成14年3月）                      日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）                      日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）                      日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）                      日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）                      建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）                      建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）                      日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）                      国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）                      環境庁 水質汚濁に係る環境基準（平成15年11月5日）                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）                      日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）                      全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成18年11月）                      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）                      日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針（昭和61年11月）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工－盛土工指針(平成22年4月)	日本道路協会 道路土工－盛土工指針(平成22年4月)
日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年8月)
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針(平成22年3月)
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針(平成11年3月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針(平成11年3月)
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)	
日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)
日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)
建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について(昭和53年7月)	建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について(昭和53年7月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)(平成17年6月)
建設省 道路付属物の基礎について(昭和50年7月)	建設省 道路付属物の基礎について(昭和50年7月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編](平成11年11月)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編](平成11年11月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編](平成11年11月)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編](平成11年11月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)
労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成20年3月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編](平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編](平成13年12月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[樋門編](平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編)(平成13年12月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成23年4月)	厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン(平成21年4月)
土木学会 コンクリート標準示方書(基準編)(平成25年11月)	
林野庁 林道技術基準	
林野庁 治山技術基準	日本治山治水協会 治山技術基準解説(総則・山地治山偏)(平成21年10月)
	日本治山治水協会 治山技術基準解説(防災林造成偏)(平成16年12月)
	日本治山治水協会 治山技術基準顔説(地すべり編)(平成15年5月)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第3節 共通の工種  <u>3-1-3-1 一般事項</u>                      本節は、各工事に共通的に使用する工種として、<u>作業土工(床掘・埋戻し)、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水枳工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工、その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p><u>3-1-3-2 材料</u>                      6 (略)                      (1) (略)                      ② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。                      白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math>                      橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math>                      ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色－第三部：CIE三刺激値)の色度座標である。</p> <p><u>3-1-3-3 作業土工(床掘・埋戻し)</u>                      11 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合には、小型締固め機械を使用し、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固め、かつ均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>日本治山治水協会 治山技術基準解説（保安林整備編）（平成12年7月）                      日本林道協会 林道必携（技術編）（平成23年8月）</p> <p>第3節 共通の工種                      1-3-1 一般事項                      本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、<u>支給運搬工</u>、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-3-2 材料                      6. (略)                      (1) (略)                      ② 受注者は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。                      白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math>                      橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math>                      但し、x、yはJIS Z 8701（色の表示方法－XYZ表色系及びX10 Y10 Z10表色系）の色度座標である。</p> <p>1-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)                      11. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-3-4 矢板工 2 鋼矢板の継手部は、噛み合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合には、<u>監督員と協議するものとする。</u></p> <p>5 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合には、原因を調査するとともに監督員と協議しなければならない。</p> <p>8 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合には、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>3-1-3-5 縁石工 3-1-3-6 小型標識工 15 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきをする場合には、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。ただし、<u>厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については、2種(HDZ45)450g/m<sup>2</sup>以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については、2種(HDZ35)350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。</u></p> <p>18 ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料とし、塗装は2回塗りで400～500g/m<sup>2</sup>、または塗装厚は2回塗りで40～50μmとしなければならない。</p> <p>19 ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に、先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。</p> <p>3-1-3-7 路側防護柵工 6 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合には、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに、<u>所定の張力(A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本)を与えなければならない。</u></p> <p>3-1-3-8 区画線工 4 受注者は、ペイント式区画線の施工に当たっては、原則として「<u>ラインマーカーキャリブレーション性能審査承認要領</u>」による試験済みのラインマーカーを使用するものとする。</p> <p>3-1-3-9 道路付属物工 4 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合には、<u>設計図書に定めた位置に取替え等の維持管理のしやすい施工方法で設置しなければなら</u></p>	<p>1-3-4 矢板工 2. 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は<u>設計図書に関して監督員と協議するものとする。</u></p> <p>5. 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、<u>設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>8. 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、<u>設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>1-3-8 縁石工 1-3-9 小型標識工 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ 55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。但し、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とする。</p> <p>18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m<sup>2</sup>、又は塗装厚は2回塗りで、40～50μmとする。</p> <p>19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。</p> <p>1-3-11 路側防護柵工 6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに<u>所定の張力 (Aは20kN、B種及びC種は9.8kN) を与えなければならない。</u></p> <p>1-3-12 区画線工 4. 受注者は、ペイント式区画線の施工にあたっては、原則として「<u>ラインマーカーキャリブレーション試験要領</u>」による試験済みのラインマーカーを使用するものとする。</p> <p>1-3-13 道路付属物工 4. 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、<u>設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>ない。また、その位置に支障があるとき、または位置が明示されていない場合には、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>3-1-3-10</u> コンクリート面塗装工 1 (略)</p> <p>(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合には、<u>遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</u></p> <p><u>3-1-3-11</u> プレテンション桁製作工(購入工) (略)</p> <p><u>3-1-3-12</u> ポストテンション桁製作工 3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行わなければならない。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) <u>プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(7) <u>プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。</u></p> <p>(8) <u>プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会 平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査職員から請求があった場合には、速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。</u></p>	<p>置が明示されていない場合は、<u>設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>1-3-16 コンクリート面塗装工 1. (略)</p> <p>(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、<u>有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</u></p> <p>(第6編 森林整備編) <u>5-4-2</u> プレテンション桁製作工(購入工) (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) <u>5-4-3</u> ポストテンション桁制作工 3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) <u>プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。</u></p> <p>(5) <u>緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。</u></p> <p>(6) <u>緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、速やかに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(7) <u>プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員又は検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定める。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>4 (略)            (1) (略)            ④ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、<u>30.0N/mm<sup>2</sup></u>以上とする。            ⑤ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。            ⑥ グラウトのフリーディング率は、<u>24時間後0.0%</u>とする。            ⑦ グラウトに含まれる塩化物イオン量は、<u>普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下</u>とする。            (2) (略)            ② <u>フリーディング率及び体積変化率試験</u></p> <p>(4) (略)            (5) (略)            (6) (略)            (7) (略)</p> <p>7 プレグラウトPC鋼材を使用する場合には、<u>以下の規定によるものとする。</u>            (1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの、またはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。            (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。            (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し、部材コンクリートと一体化が図られるものとする。            (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。            3-1-3-13 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2 ブロックの組立ての施工については、<u>以下の規定によるものとする。</u>            (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり、材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ表3-1-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。また、エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合には、室</p>	<p>4. (略)            (1) (略)            ④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、<u>20.0N/mm<sup>2</sup></u>以上とするものとする。            ⑤ <u>グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。</u>            ⑥ <u>グラウトのフリーディング率は、0.0%以下とするものとする。</u>            ⑦ <u>グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。</u>            (2) (略)            ② <u>フリーディング率及び膨張率試験</u>            (4) <u>グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</u>            (5) (略)            (6) (略)            (7) (略)            (8) (略)</p> <p>7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、<u>下記の規定による。</u>            (1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するもの<u>でなければならない。</u>            (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。            (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものでなければならない。            (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。            (第6編 森林整備編) 5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立ての施工については、<u>下記の規定による。</u>            (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならな</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合には、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会 平成25年11月)におけるJSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋桁用)品質規格(案)による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>表3-1-3 (略)</p> <p>3-1-3-14 PCホロースラブ製作工</p> <p>3 コンクリートの施工については、第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>4 PCケーブル、PC緊張の施工については、第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>6 グラウトの施工については、第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする</p> <p>3-1-3-15 PC箱桁製作工</p> <p>1 移動型枠の施工については、第3編 3-1-3-14 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p>2 コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については、第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>3 PC固定、PC継手の施工については、第3編 3-1-3-14 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p>4 横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウトの施工については、第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>3-1-3-16 根固ブロック工 (略) ※新規</p> <p>3-1-3-17 沈床工 (略)</p> <p>3-1-3-18 捨石工 (略)</p> <p>3-1-3-19 笠コンクリート工 (略)</p> <p>3-1-3-20 階段工 (略) ※新規</p> <p>3-1-3-21 現場継手工</p> <p>1 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を、表3-1-4 に示す滑り係</p>	<p>い。これ以外の場合には、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成22年11月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>表5-1 (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 5-6-4 PCホロースラブ製作工</p> <p>3. コンクリートの施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>4. PCケーブル・PC緊張の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>6. グラウトの施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>(第6編 森林整備編) 5-9-4 PC箱桁製作工</p> <p>1. 移動型枠の施工については、第6編 5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p>2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>3. PC固定・PC継手の施工については、第6編 5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p>4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>(第5編 治山編) 2-5-1 沈床工 (略)</p> <p>(第4編 防災林造成編) 2-6-3 捨石工 (略)</p> <p>(第4編 防災林造成編) 1-3-7 笠コンクリート工 (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 3-6-11 現場継手工</p> <p>1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得ら</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書																				
<p>数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。                      (2) 接触面を塗装する場合には、表3-1-5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。                      表3-1-4 (略)</p>	<p>れるように、下記に示す処置を施すものとする。                      (1) (略)                      (2) 接触面を塗装する場合は、表3-2に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。</p>																				
<p><b>表3-1-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</b></p> <table border="1" data-bbox="264 497 1090 762"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50<math>\mu</math>m以上</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>100~200<math>\mu</math>m</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径(50%平均粒径)</td> <td>10<math>\mu</math>m程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 $\mu$ m以上	接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 $\mu$ m	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径(50%平均粒径)	10 $\mu$ m程度以上	<p><b>表3-2 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件</b></p> <table border="1" data-bbox="1149 497 1973 730"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30<math>\mu</math>m</td> </tr> <tr> <td>接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 厚</td> <td>90~200<math>\mu</math>m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径(50%平均粒径)</td> <td>10<math>\mu</math>m程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 $\mu$ m	接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 厚	90~200 $\mu$ m	乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80%以上	亜鉛末の粒径(50%平均粒径)	10 $\mu$ m程度以上
項 目	条 件																				
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 $\mu$ m以上																				
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 $\mu$ m																				
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																				
亜鉛末の粒径(50%平均粒径)	10 $\mu$ m程度以上																				
項 目	条 件																				
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 $\mu$ m																				
接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 厚	90~200 $\mu$ m																				
乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80%以上																				
亜鉛末の粒径(50%平均粒径)	10 $\mu$ m程度以上																				
<p>3 ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。                      (1) ボルト軸力の導入をナットを回して行わなければならない。また、やむを得ず頭回しを行う場合には、トルク係数値の変化を確認しなければならない。                      (2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合には、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるように締付けボルトを調整しなければならない。                      (3) トルシア形高力ボルトを使用する場合には、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。                      (4) (略)                      ① (略)                      ② (略)                      (6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行い、その精度を確認しなければならない。                      ① 軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。                      ② トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。                      ③ ボルト締付け機は、現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は</p>	<p>3. ボルトの締付けについては、下記の規定による。                      (1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。                      (2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。                      (3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。                      (4) (略)                      a) (略)                      b) (略)                      (6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。</p>																				

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。</p> <p>7 締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>① トルク法による場合には、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行わなければならない。</p> <p>② トルシア形高力ボルトの場合には、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p> <p>(3) 回転法及び耐力点法による場合には、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p> <p>9 現場溶接</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。</p> <p>3-1-3-22 伸縮装置工</p> <p>1 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるように温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員または検査職員から請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</p> <p>2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。</p> <p>3 受注者は、伸縮装置を設置後の漏水防止を確認し、漏水がある場合には速やかに補修を行うものとする。</p> <p>3-1-3-23 環境配慮型護岸工</p> <p>※新規</p> <p>3-1-3-24 羽口工</p> <p>(略)</p> <p>3-1-3-25 プレキャストカルバート工</p> <p>(略)</p> <p>3-1-3-26 側溝工</p> <p>※新規</p>	<p>7. 締付け確認については下記の規定による。</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時に、提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行なうものとする。</p> <p>② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行うものとする。</p> <p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行うものとする。</p> <p>9. 現場溶接</p> <p>①～⑤略)</p> <p>⑥ 現場継手工の施工については圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように作業場には安全な足場を設けるものとする。</p> <p>(第6編 森林整備編) 4-7-2 伸縮装置工</p> <p>1. 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるように温度補正を行って据付け位置を決定し、監督員に報告しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。</p> <p>。</p> <p>(第6編 森林整備編) 3-9-12 羽口工</p> <p>(略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 1-6-7 プレキャストカルバート工</p> <p>(略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-3-28 現場塗装工</p> <p>1 受注者は、鋼橋の現場塗装については、床版工終了後に、<u>鋼製堰堤の現場塗装については、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合には、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合には、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれのある、垂れ、はじき、泡、膨れ、割れ、剥がれ、浮き錆及び塗膜に有害な付着物がある場合には、必要な処置を講じなければならない。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など、部材に塩分の付着が懸念される場合には、塩分付着量の測定を行い、NaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。</p> <p>9 受注者は、<u>以下の場合、塗装を行ってはならない。また、これ以外の場合には、監督員と協議しなければならない。なお、塗装禁止条件は、表3-1-10に示すとおりである。</u></p>	<p>(第6編 森林整備編) 3-6-12 現場塗装工</p> <p>1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は、<u>原則として床版工終了後に行わなければならない。これ以外の場合には、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>2. 受注者は、架設後に前回までの塗膜を損傷した場合は、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、<u>監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。</u></p> <p>4～7（略） 7.</p> <p>8. 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いするものとする。</p> <p>9. 受注者は、<u>下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条例は、表3-7に示すとおりである。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書			旧仕様書		
<b>表3-1-10 塗装禁止条件</b>			<b>表3-7 塗布禁止条件</b>		
塗装の種類	気温(℃)	湿度(RH%)	塗装の種類	気温(℃)	湿度(RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下 20以上	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下 30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下 20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上

[注] ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>13 下塗</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。また、天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、<u>塗料の塗り重ねに当たって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。</u></p> <p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で、<u>塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。また、未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、錆の生じるおそれがある場合には、防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去するものとする。</u>なお、受注者は、防錆剤の使用については監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14 中塗・上塗 (略)</p> <p>15 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただし、プライマーは除くものとする。また、<u>主桁や縦桁上のフランジなどのコンクリート接触部は、錆汁による汚れを考慮し、無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。</u></p> <p>16 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、<u>監督員または検査職員から請求があった場合には、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後、<u>塗膜厚測定を行わなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位ごとに25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、<u>1ロットの面積が200㎡に満たない場合には、10㎡ごとに1点とする。</u></p> <p>(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定を行わなければならない。</p> <p>① 塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値の90%以上とする。</u></p>	<p>13. 下塗り</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする。</u></p> <p>(2) 受注者は、<u>塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。</u></p> <p>(5) 受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 但し、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、<u>設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>14. 中塗り、上塗り (略)</p> <p>15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。但しプライマーは除くものとする。また、<u>箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。</u></p> <p>16. 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、<u>監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後、<u>塗膜測定をしなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>① 塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、<u>目標塗膜厚(合計値)の90%以上でなければならない。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の70%以上とする。</p> <p>③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の20%を越えないものとする。ただし、<u>標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が標準塗膜厚合計値より大きい場合には合格とする。</u></p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合には、<u>更に同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合には、最上層の塗料を増し塗りして再検査しなければならない。</u></p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。</u>また、受注者は、塗布作業の開始前に、<u>出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を、監督員または検査職員の請求があった場合には、速やかに提示しなければならない。</u></p>	<p>② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の70%以上とするものとする。</p> <p>③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚（合計）</u>の20%を越えないものとする。但し、<u>平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。</u></p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い<u>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。</u></p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を<u>監督員に受けなければならない。</u></p>
<p>17 記録</p> <p>(1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とする。</p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、<u>ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより、<u>図3-1-2</u>のとおり記録しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図3-1-2</u> (略)</p> <p><u>3-1-3-29 籠マット工</u> (略)</p> <p>4 側網、仕切網は、あらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合には、<u>監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>6 連結の方法はコイル式とし、<u>表3-1-12</u>のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、<u>接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は、接続長1/2以上(1本/m)を連結するものとする。なお、連結終了時のコイルは両端の線末部を内側に向けるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表3-1-12</u> (略)</p>	<p>17. 記録</p> <p>(1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。また、<u>監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)又は終点側(右)外桁腹板にペイント又は、<u>塩ビ系の粘着シートにより<u>図4-2</u>のとおり記録しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図4-2</u> (略)</p> <p><u>1-3-18 かごマット工</u> (略)</p> <p>4. 側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。但し、特殊部でこれにより難しい場合は<u>監督員の承諾を得るものとする。</u></p> <p>6. 連結の方法はコイル式とし<u>表1-14</u>のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、<u>接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結すること。連結終了時のコイルは、両端の線末部を内側に向けるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表1-14</u> (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書					旧仕様書				
表3-1-13 線材の品質管理試験の内容					表1-15 線材の品質管理試験の内容				
項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ※1に1回	工場	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	5巻線 <sup>※1</sup> に1回
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回		ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回		巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または、ICP発光分析法	5巻線に1回		めっき成分	※2	原子吸光分析法、又は、ICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回		めっき付着量	※2	JISH0401準拠	5巻線に1回
	公的試験機関	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠		200巻線に1回	公的試験機関	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$
引張強さ		290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上		JISG3547準拠	200巻線に1回
母材の健全性		母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材線径の写真撮影	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと		JISG3547準拠	200巻線に1回
メッキ成分		※2	原子吸光分析法、または、ICP発光分析法	200巻線に1回	めっき成分	※2		JISH0401の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材線径の写真撮影	200巻線に1回
メッキ付着量		※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回	めっき付着量	※2		原子吸光分析法、又は、ICP発光分析法	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)		短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験、または、線の摩擦試験	200巻線に1回	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上		面的摩擦試験、又は、線的摩擦試験	200巻線に1回
		長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線の摩擦試験、または、面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回		長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)		線材摩耗試験後の線的摩擦試験 又は 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-3-30 袋詰玉石工                  2 袋型根固め用袋材は、表3-1-14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。                  表3-1-14 (1)、(2) (略)</p> <p>第4節 基礎工                  3-1-4-1 一般事項                  3-1-4-2 土台基礎工                  3-1-4-3 基礎工(護岸)                  3-1-4-4 既製杭工                  2 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。                  3 受注者は、試験杭の施工に際しては、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに設計図書に示す工事的目的物の基礎杭の一部として使用できるように、最初の1本を試験杭として施工してもよい。また、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合には、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。                  11 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。また、杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打込み方式の孔底処理に必要な施工管理項目について、常時表示・記録できるものを選定する。                  14 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201(遠心力コンクリート杭の施工標準)7 施工 7.4 杭施工 で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式、またはコンクリート打込み方式の場合には、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認を行うとともに、</p>	<p>1-3-19 袋詰玉石工                  2. 袋型根固め用袋材は、表1-16に示す性能を満足することを確認するものとする。                  表1-16 (1)、(2) (略)</p> <p>第4節 基礎工                  1-4-1 一般事項                  1-4-2 土台基礎工                  1-4-3 基礎工(護岸)                  1-4-4 既製杭工                  2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書による。                  3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p> <p>14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) ⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又は、コンクリート打設方式の場合には、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合には、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、セメントミルクの噴出攪拌方式の場合には、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。なお、コンクリート打込み方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>15 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合には、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち当該工法技術について、監督員の承諾を得なければならない。ただし、最終打撃方式及びコンクリート打込み方式はこれらの規定には該当しない。</p> <p>16 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合には、60%以上かつ70%以下としなければならない。また、掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合には、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分に注意して掘削しなければならない。なお、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。</p> <p>21 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。また、風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合には施工できる。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には、監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、</p>	<p>資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合には、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>15. 受注者は、既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。但し、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。</p> <p>16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。</p> <p>21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。</p> <p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。但し、作業が可能のように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。但し、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合には施工できる。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-1-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>表3-1-15 (略)</p> <p>(10) 受注者は、本項(7)及び(8)の他、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合には、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板上杭にすみ肉溶接しなければならない。また、突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。なお、ウェブに継目板を使用する場合には、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。</p> <p>22 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条第14項、第15項及び第16項の規定によるものとする。</p> <p>3-1-4-5 場所打杭工</p> <p>1 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように、最初の1本を試験杭として施工しても良い。また、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合には、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>(※旧仕様書4を削除)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 受注者は、場所打杭工における鉄筋籠の建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋籠には、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位</p>	<p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表1-17の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p>表1-17 (略)</p> <p>(10) 受注者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>22. 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条14項15項及び16項の規定による。</p> <p>1-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 受注者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。但し、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がズレやすいことから鉄筋籠円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 受注者は、場所打杭工における鉄筋籠の組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋籠を運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工に当たり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。なお、オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p>14～16 (略)</p> <p>17 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において、鉄筋籠を降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。</p> <p>18 受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。</p> <p>19 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)、新潟県生活環境の保全に関する条例(昭和46年12月22日 条例51号)等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>20～22 (略)</p>	<p>さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>13. (略)</p> <p>14. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。</p> <p>15～17 (略)</p> <p>18. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>19. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p> <p>20. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境庁告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>21～23 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p><u>3-1-4-6 深礎工</u>  <u>3 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。また、これにより難い場合には監督員と協議しなければならない。なお、土留材は、脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。また、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。</u>  <u>6 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合には、適切な仮設計画のもと、所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</u>  <u>7 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。また、これにより難い場合には、監督員の承諾を得なければならない。</u>                      （※旧仕様書8を削除）</p> <p>8～13（略）</p> <p><u>3-1-4-7 オープンケーソン基礎工</u>                      （略）</p> <p><u>3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</u>                      （略）</p> <p><u>3-1-4-9 鋼管矢板基礎工</u>  <u>1 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工してもよい。</u>                      11（略）  <u>（1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</u>  <u>（9）本項（7）及び（8）の他、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の要請があ</u></p>	<p>1-4-6 深礎工                      3. 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。                      6. 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。</p> <p>7. 鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。                      8. 受注者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておかななければならない。（※新仕様書で削除）</p> <p>9～14（略）</p> <p>1-4-7 オープンケーソン基礎工                      （略）</p> <p>1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工                      （略）</p> <p>1-4-9 鋼管矢板基礎工                      1. 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。但し、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。</p> <p>11.（略）                      （1）受注者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p> <p>（9）本項（7）及び（8）の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>った場合には速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>3-1-4-10 木杭工 (略)</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工 3-1-5-1 一般事項 1 本節は、石・ブロック積(張)工として、作業土工(床堀、埋戻し)、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-1-5-2 作業土工(床堀・埋戻し) (略)</p> <p>3-1-5-2 コンクリートブロック工 (略)</p> <p>3-1-5-4 緑化ブロック工 (略)</p> <p>3-1-5-5 石積(張)工 (略)</p> <p>第6節 コンクリート路面工・路盤工 3-1-6-1 一般事項 本節は、コンクリート路面工・路盤工として、コンクリート路面工、砂利路盤工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3-1-6-2 コンクリート路面工 (略)</p> <p>3-1-6-3 砂利路盤工 (略)</p> <p>第7節 一般舗装工 3-1-7-1 一般事項 1 (略) 2 本節は、一般舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3-1-7-2 材料 (※旧仕様書2を削除)</p>	<p>督員へ提出しなければならない。</p> <p>1-4-10 木杭工 (略)</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工 1-5-1 一般事項 1. 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>1-5-3 コンクリートブロック工 (略)</p> <p>1-5-4 緑化ブロック工 (略)</p> <p>1-5-5 石積(張)工 (略)</p> <p>(第1編 共通編) 第5節 林道の路面・路盤工</p> <p>本節は、林道の路面・路盤工としてコンクリート路面工、砂利道路路面工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2-5-1 コンクリート路面工 (略)</p> <p>2-5-2 砂利道路盤工 1~3 (略) (第1編 共通編) 第6節 一般舗装工 1-6-1 一般事項 1. (略) 2. 本節は、一般舗装工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>(第1編 共通編) 1-6-2 材料 2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 (1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書					旧仕様書				
2～5（略） 3-1-7-3 アスファルト舗装の材料 1～8（略）					物 (2) グースアスファルト混合物 3～6（略） 1-6-3 アスファルト舗装の材料 1～8（略）				
<b>表 3-1-17 下層路盤の品質規格</b>					<b>表 1-19 下層路盤の品質規格</b>				
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※6以下	粒状路盤	クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※6以下
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※20以上 [30以上]			修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※20以上 [30以上]
	アスファルト再生クラッシャーラン	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下		アスファルト再生 クラッシャーラン	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上			修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上
		グリズリアンダー材の混入率	—	質量配合 40%以下			グリズリアンダー材 の混入率	—	質量配合 40%以下
	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上		高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし			製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004
	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上		エージング期間		—	6ヶ月以上
		水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下					
		エージング期間	—	6ヶ月以上					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>[注1] (略)                      (※旧仕様書[注2]を削除)                      [注2] (略)                      [注3] (略)                      [注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合には、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[種別]「クラッシャーラン鉄鋼スラグ」名称の明確化</li> <li>・[試験項目]クラッシャーラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記</li> <li>・「エージング」に関する注記を追加</li> </ul> <p>9 (略)                      (1) (略)</p> <p style="text-align: center;">表3-1-18 (略)</p> <p>(※旧仕様書「再生粒度調整採石」の試験項目PIについて、規格値の「安定性損失率20%以下」を削除)</p> <p style="text-align: center;">表3-1-19、3-1-20 (略)</p> <p>[注]表3-1-18、表3-1-19に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合には、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <p>10 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編 2-2-3-6 安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。</p> <p>3-1-7-4 コンクリート舗装の材料</p> <p>4 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。</p>	<p>[注1] (略)                      [注2] 鉄鋼スラグには、PIは適用しない。                      [注3] (略)                      [注4] (略)                      [注5] 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヵ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。但し、電気炉スラグを3ヵ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <p>9. (略)                      (1) (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-20 (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-21、表1-22 (略)</p> <p>[注]表1-21、表1-22に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。</p> <p>10. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6 安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。</p> <p>1-6-4 コンクリート舗装の材料</p> <p>4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、4.5MPaとするものとする。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-7-5 舗装準備工 (略)</p> <p>3-1-7-6 橋面防水工 (略)</p> <p>3-1-7-7 アスファルト舗装工 1～3 (1)～(3) (略) (※旧仕様書(4)を削除)</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(18) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、路盤において、加熱アスファルト安定処理を行う場合には、以下の各規定による。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>3-1-7-8 コンクリート舗装工 1～3 (1)～(3) (略) (※旧仕様書(4)を削除)</p> <p>(4)～(18) (略)</p> <p>3-1-7-9 路面切削工 (略)</p> <p>3-1-7-10 舗装打換え工 (略)</p> <p>3-1-7-11 オーバーレイ工</p> <p>3-1-7-12 アスファルト舗装補修工 ※新規</p> <p>3-1-6-13 コンクリート舗装補修工 ※新規</p> <p>第8節 地盤改良工</p> <p>3-1-8-1 一般事項 (略)</p> <p>3-1-8-2 路床安定処理工 (略)</p>	<p>1-6-5 舗装準備工 (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 2-3-4 橋面防水工 (略)</p> <p>1-6-6 アスファルト舗装工 1～3 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。</p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>(19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後、速やかに行わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>1-6-7 コンクリート舗装工 1～3 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 8-3-3 路面切削工 (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 8-3-4 舗装打換え工 (略)</p> <p>(第6編 森林整備編) 8-3-6 オーバーレイ工</p> <p>第7節 地盤改良工</p> <p>1-7-1 一般事項 (略)</p> <p>1-7-2 路床安定処理工 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
3-1-8-3 置換工 (略)	1-7-3 置換工 (略)
3-1-8-4 表層安定処理工 (略)	1-7-4 表層安定処理工 (略)
3-1-8-5 パイルネット工 (略)	1-7-5 パイルネット工 (略)
3-1-8-6 サンドマット工 (略)	1-7-6 サンドマット工 (略)
3-1-8-7 バーチカルドレーン工 (略)	1-7-7 バーチカルドレーン工 (略)
3-1-8-8 締固改良工 (略)	1-7-8 締固め改良工 (略)
3-1-8-9 固結工 (略)	1-7-9 固結工 (略)
第9節 工場製品輸送工	第8節 工場製品輸送工
3-1-9-1 一般事項 (略)	1-8-1 一般事項 (略)
3-1-9-2 輸送工 (略)	1-8-2 輸送工 (略)
第10節 構造物撤去工	第9節 構造物撤去工
3-1-10-1 一般事項	1-9-1 一般事項
1 本節は、構造物撤去工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、籠撤去工、落石雪害防止撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工、その他これらに類する工種について定める。	1. 本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。
3-1-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)	1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)
3-1-10-3 構造物取壊し工 (略)	1-9-3 構造物取壊し工 (略)
3-1-10-4 防護柵撤去工 (略)	1-9-4 防護柵撤去工 (略)
3-1-10-5 標識撤去工 (略)	1-9-5 標識撤去工 (略)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
3-1-10-6 道路付属物撤去工 (略)	1-9-6 道路付属物撤去工 (略)
3-1-10-7 プレキャスト擁壁撤去工 (略)	1-9-7 プレキャスト擁壁撤去工 (略)
3-1-10-8 排水構造物撤去工 (略)	1-9-8 排水構造物撤去工 (略)
3-1-10-9 籠撤去工 (略)	1-9-9 かが撤去工 (略)
3-1-10-10 落石雪害防止撤去工 (略)	1-9-10 落石雪害防止撤去工 (略)
3-1-10-11 冬季安全施設撤去工 (略)	1-9-13 冬季安全施設撤去工 (略)
3-1-10-12 骨材再生工 (略)	1-9-14 骨材再生工 0 (略)
3-1-10-13 運搬処理工 (略)	1-9-15 運搬処理工 (略)
3-1-11-1 一般事項 1 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、治山仮締切工、水替工、地下水位低下工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 <u>足場工</u> 、その他これらに類する工種について定める。	1-10-1 一般事項 1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、治山仮締切工、水替工、地下水位低下工、 <u>地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、</u> 仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 <u>共同溝仮設備工、</u> 防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。
3-1-11-2 工事用道路工 (略)	1-10-2 工事用道路工 (略)
3-1-11-3 仮橋・仮栈橋工 (略)	1-10-3 仮橋・仮栈橋工 (略)
3-1-11-4 路面覆工 (略)	1-10-4 路面覆工 (略)
3-1-11-5 土留・仮締切工 24 受注者は、止水シートの設置に当たり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。また、側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを <u>施すものとする。</u>	1-10-5 土留・仮締切工 24. 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。 25. (略)
3-1-11-6 治山仮締切工 (略)	1-10-6 治山仮締切工 (略)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書第11節 仮設工	旧仕様書第10節 仮設工
<p>3 土砂締切の施工については、第1編 第2章 治山土工、林道土工の規定による。</p> <p><u>3-1-11-7</u> 水替工 (略)</p> <p><u>3-1-11-8</u> 地下水位低下工 (略)</p> <p><u>3-1-11-9</u> 仮水路工 (略)</p> <p><u>3-1-11-10</u> 残土受入れ施設工 (略)</p> <p><u>3-1-11-11</u> 作業ヤード整備工 (略)</p> <p><u>3-1-11-12</u> 電力設備工 (略)</p> <p><u>3-1-11-13</u> コンクリート製造設備工 (略)</p> <p><u>3-1-11-14</u> トンネル仮設備工</p> <p>7 受注者は、機械による掘削作業、穿孔作業及びコンクリート等の吹付け作業に当たり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。(※追加)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たっては、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。また、この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3 mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、3 mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管、または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り3 mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。また、粉じん濃度等の測定結果は、関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>12～16 (略)</p> <p><u>3-1-11-15</u> 防塵対策工 (略)</p>	<p>3. 土砂締切の施工については、第1編第2章第3節治山土工の規定による。</p> <p><u>1-10-7</u> 水替工 (略)</p> <p><u>1-10-8</u> 地下水位低下工 (略)</p> <p><u>1-10-11</u> 仮水路工 (略)</p> <p><u>1-10-12</u> 残土受入れ施設工 (略)</p> <p><u>1-10-13</u> 作業ヤード整備工 (略)</p> <p><u>1-10-14</u> 電力設備工 (略)</p> <p><u>1-10-15</u> コンクリート製造設備工 (略)</p> <p><u>1-10-16</u> トンネル仮設備工</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3 mg/m<sup>3</sup>以下とし、中小断面のトンネル等のうち3 mg/m<sup>3</sup>を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにするものとする。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>11～15 (略).</p> <p><u>1-10-17</u> 防塵対策工 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
3-1-11-16 汚濁防止工 (略)	1-10-18 汚濁防止工 (略)
3-1-11-17 防護施設工 (略)	1-10-19 防護施設工 (略)
3-1-11-18 除雪工 (略)	1-10-20 除雪工 (略)
3-1-11-19 雪寒施設工 (略)	1-10-21 雪寒施設工 (略)
3-1-11-20 法面吹付工 (略)	1-10-22 法面吹付工 (略)
3-1-11-21 足場工 (略)	1-10-23 足場工 (略)
第12節 軽量盛土工	第11節 軽量盛土工
3-1-12-1 一般事項 (略)	1-11-1 一般事項 (略)
3-1-12-2 軽量盛土工 (略)	1-11-2 軽量盛土工 (略)
第13節 工場製作工(共通) ※新規	
第14節 橋梁架設工 ※新規	
第15節 法面工(共通) ※新規	
第16節 植生基材吹付工	第12節 植生基材吹付工
3-1-16-1 一般事項	1-12-1 適用範囲
本節は、植生基材吹付工(t=3cm以上)の材料と施工について必要な事項を定める。	この仕様書は、植生基材吹付工(t=3cm以上)の材料と施工に必要な事項を示したものである。
3-1-16-2 材料基準 (略)	1-12-2 材料基準 (略)
3-1-16-3 施工基準	1-12-3 施工基準
1~4 (略)	(1)~(4)略

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書																						
<p>5 種子の配合及び播種量                      種子の配合及び播種量は設計図書による。また、設計図書に配合及び播種量が明記されていない場合については、現場条件に応じた配合及び播種量を検討し監督員と協議するものとする。なお、生物多様性保全上重要な地域においては、環境省の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に選定された外来種の使用を避け、その他の地域においてもできる限り使用を控えることが望ましい。</p> <p>6～12（略）</p> <p>13 播種量の算出                      表3-1-53（略）                      [注] 法面緑化技術－厚層基材吹付工（日本法面緑化技術協会 平成17年3月）を一部加筆。（指針に掲載されていない種子は除外している）</p> <p>3-1-16-4 生育の成績判定基準                      1 成績判定の時期は 表3-1-56 を目安として行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-1-56 成績判定時期</b></p> <table border="1" data-bbox="275 834 1072 1182"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>草地型・木本群落型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～2月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>3月～6月</td> <td>施工後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>7月～8月</td> <td>11月または翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>9月～10月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>11月～12月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>「表3-1-57 播種後の成績判定の目安（指針 P258）」中、草地型の評価「判定保留」について、施工3ヶ月後の植生の状態を「1㎡あたり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。」を削除し「植被率が50～70%程度である。」のみに修正。</p>	施工時期	草地型・木本群落型	1月～2月	6月	3月～6月	施工後3ヶ月	7月～8月	11月または翌年融雪後3ヶ月	9月～10月	翌年融雪後3ヶ月	11月～12月	翌年融雪後3ヶ月	<p>(5) 種子配合及び播種量                      種子配合及び播種量は、設計図書による。設計図書に配合・播種量が明記されていない場合は、現場条件に応じた配合・播種量を検討し監督員と協議すること。なお、生物多様性保全上重要な地域では環境省の要注意外来生物リストに選定された外来種の使用を避け、その他の地域でも出来るだけ使用を控えることが望ましい。</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(13) 播種量の算出                      表-3（略）                      (出典)のり面緑化技術－厚層基材吹付工－日本法面緑化技術協会（平成17年3月）を一部加筆（指針に掲載されていない種子、環境省の要注意外来生物リストに選定された植物は除外している）</p> <p>1-12-4 生育の成績判定基準                      (1) 判定時期成績判定の時期は表-6を目安として行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-6 成績判定時期</b></p> <table border="1" data-bbox="1155 823 1977 1042"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>草地型・木本群落型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月～6月</td> <td>施工後3ヶ月後</td> </tr> <tr> <td>7月・8月</td> <td>11月、又は翌年融雪後3か月</td> </tr> <tr> <td>9月・10月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月後</td> </tr> <tr> <td>11月・12月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月後</td> </tr> </tbody> </table>	施工時期	草地型・木本群落型	3月～6月	施工後3ヶ月後	7月・8月	11月、又は翌年融雪後3か月	9月・10月	翌年融雪後3ヶ月後	11月・12月	翌年融雪後3ヶ月後
施工時期	草地型・木本群落型																						
1月～2月	6月																						
3月～6月	施工後3ヶ月																						
7月～8月	11月または翌年融雪後3ヶ月																						
9月～10月	翌年融雪後3ヶ月																						
11月～12月	翌年融雪後3ヶ月																						
施工時期	草地型・木本群落型																						
3月～6月	施工後3ヶ月後																						
7月・8月	11月、又は翌年融雪後3か月																						
9月・10月	翌年融雪後3ヶ月後																						
11月・12月	翌年融雪後3ヶ月後																						

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-16-5 参考  <u>2 生態系等に被害を及ぼすおそれのある緑化植物</u>                      (略)</p> <p>第17節 客土吹付工                      3-1-17-1 一般事項                      本節は、種子吹付機(客土専用)を使用して、植生ネットまたは金網等の上に、種子、肥料、客土等を同時に吹付ける3cm未満の客土吹付工の材料と施工について必要な事項を定める。                      3-1-17-2 材料基準                      (略)                      3-1-17-3 施工基準                      1～4 (略)                      5 種子の配合及び播種量                      種子の配合及び播種量は設計図書による。また、設計図書に配合及び播種量が明記されていない場合については、現場条件に応じた配合及び播種量を検討し監督員と協議するものとする。なお、低木林型は吹付厚が薄いと木本類が生育不良となることから、原則として吹付厚2cm以上に用いるものとする。また、生物多様性保全上重要な地域においては、環境省の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に選定された外来種の使用を避け、その他の地域においてもできる限り使用を控えることが望ましい。                      6 緑化基盤工                      緑化基礎工は、(道路土工-切土工・斜面安定工指針 平成21年6月 P232～247 解表8-4)以下「指針」という。)を参考に繊維網、亀甲金網(網目26mm)等を使用する。また、積算基準で規定するラス張りは菱形金網50×50mmが標準であるが、網目が大きく客土が流亡するおそれがあるので、設計図書の緑化基盤工でラス張りが指定されている場合には、金網の仕様等について発注者と協議する。  <u>(1) 亀甲金網張りの例(参考)</u>                      ① 金網 (略)                      ② アンカーピン                      客土吹付工に用いるアンカーピンは、φ13mm、L=600mmを50本/100㎡、φ13mm、L=400mmを100本/100㎡、φ13mm、L=200mmを50本/100㎡使用することを標準とする。</p>	<p>1-12-5 参考  <u>(2) 環境省が選定した要注意外来生物リスト選定植物(緑化植物)</u>                      (略)</p> <p>第13節 客土吹付工                      1-13-1 適用範囲                      この仕様書は、種子吹付機(客土専用)を使用して、植生ネット又は金網等の上に種子肥料、客土等を同時に吹付ける3cm未満の客土吹付工の材料と施工に必要な事項を示したものである。                      1-13-2 材料基準                      (略)                      1-13-3 施工基準                      (1)～(4) (略)                      (5) 種子配合及び播種量                      種子配合及び播種量は、設計図書による。設計図書に配合・播種量が明記されていない場合は、現場条件に応じた配合・播種量を検討し監督員と協議すること。また、低木林型は吹付厚が薄いと木本類が生育不良となることから、原則として吹付厚2cm以上に用いるものとする。なお、生物多様性保全上重要な地域では、環境省の要注意外来生物リストに選定された外来種の使用を避け、その他の地域でも出来るだけ使用を控えることが望ましい。                      (6) 緑化基礎工                      緑化基礎工は、道路土工切土工・斜面安定工指針[平成21年6月] (以下「指針」という。) P214～215解表8-4を参考に繊維網、亀甲金網(網目26mm)等を使用する。                      ※ 亀甲金網張りの場合                      1) 金網 (略)                      2) アンカーピン                      アンカーピンに用いる鋼材は、JIS G 3112 SR235「鉄筋コンクリート用棒鋼」の材質規格に合格したものとする。客土吹付工に用いるアンカーピンは、φ13mm、L=600mmを50本/100㎡及びφ13mm、L=400mmを100本/100㎡、φ13mm、L=200mmを50本/100㎡使用することを標準とする。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第3編 林業土木工事共通編）

新仕様書	旧仕様書																				
<p>③ 結束線 (略) 7～10 (略) 11 播種量の算出 表 3-1-59 (略) [注] 法面緑化技術－厚層基材吹付工(日本法面緑化技術協会 平成17年3月)を一部加筆。(指針に掲載されていない種子は除外している) 3-1-17-4 出来形管理 (略) 3-1-17-5 生育の成績判定基準 1 成績判定の時期は 表 3-1-62 を目安として行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3-1-62 成績判定時期</b></p> <table border="1" data-bbox="400 695 907 943"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>草地型・木本群落型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月～2月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>3月～6月</td> <td>施工後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>7月～8月</td> <td>11月または翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>9月～10月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>11月～12月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 成績判定 (略) 表 3-1-63 (略) 「表 3-1-62 播種後の成績判定の目安(指針 P258)」中、草地型の評価「判定保留」について、施工3ヶ月後の植生の状態を旧仕様書表一7に記載ある「1㎡あたり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。」を削除し「植被率が50～70%程度である。」のみとした。 3-1-17-6 参考 1 (略) 2 生態系等に被害を及ぼすおそれのある緑化植物 (略) 第18節 擁壁工 (共通) ※新規追加</p>	施工時期	草地型・木本群落型	1月～2月	6月	3月～6月	施工後3ヶ月	7月～8月	11月または翌年融雪後3ヶ月	9月～10月	翌年融雪後3ヶ月	11月～12月	翌年融雪後3ヶ月	<p>3) 結束線 (略) (7)～(10) (略) (11) 播種量の算出 表-3 (略) (出典)のり面緑化技術－厚層基材吹付工－日本法面緑化技術協会(平成17年3月)を一部加筆(指針に掲載されていない種子、環境省の要 注意外来生物リストに選定された植物は除外している) 1-13-4 出来形管理 (略) 1-13-5 生育の成績判定基準 (1) 判定時期成績判定の時期は、表-6を目安として行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-6 成績判定時期</b></p> <table border="1" data-bbox="1245 719 1868 895"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>草地型・木本群落型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月～6月</td> <td>施工後3ヶ月後</td> </tr> <tr> <td>9月・10月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月後</td> </tr> <tr> <td>11月・12月</td> <td>翌年融雪後3ヶ月後</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 成績判定 (略) 表-7 (略) 1-13-6 参考 (1) (略) (2) 環境省が選定した要 注意外来生物リスト選定植物(緑化植物) (略)</p>	施工時期	草地型・木本群落型	3月～6月	施工後3ヶ月後	9月・10月	翌年融雪後3ヶ月後	11月・12月	翌年融雪後3ヶ月後
施工時期	草地型・木本群落型																				
1月～2月	6月																				
3月～6月	施工後3ヶ月																				
7月～8月	11月または翌年融雪後3ヶ月																				
9月～10月	翌年融雪後3ヶ月																				
11月～12月	翌年融雪後3ヶ月																				
施工時期	草地型・木本群落型																				
3月～6月	施工後3ヶ月後																				
9月・10月	翌年融雪後3ヶ月後																				
11月・12月	翌年融雪後3ヶ月後																				

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第4編 治山防潮工編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第4編 治山防潮工等 ※新規追加</p> <p>第1章 堤防・護岸 (略)</p> <p>第1節 適用～第4節 地盤改良工 (略)</p> <p>第5節 護岸基礎工 4-1-5-1 一般事項 (略) (旧仕様書の文章中「防潮」を「護岸」と記載)</p> <p>4-1-5-2 材料 (略) (同上)</p> <p>4-1-5-3 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>4-1-5-4 捨石工 (略)</p> <p>4-1-5-5 場所打コンクリート工 (略)</p> <p>4-1-5-6 海岸コンクリートブロック工 (略) (※旧仕様書8を削除)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きして据付ける場合には、ブロックの接合面に付着している貝や海藻等の異物を取り除き施工しなければならない。(※新規追加)</p> <p>4-1-5-7 笠コンクリート工 (略)</p> <p>4-1-5-8 基礎工 (略)</p> <p>4-1-5-9 矢板工 (略)</p>	<p>(第4編 防災林造成編 第1章 海岸防災林造成)</p> <p>第3節 防潮基礎工 1-3-1 一般事項 (略)</p> <p>1-3-2 材料 (略)</p> <p>1-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>1-3-4 捨石工 (略)</p> <p>1-3-5 場所打コンクリート工 (略)</p> <p>1-3-6 海岸コンクリートブロック工 8. ブロックの据え付け前に監督員による次の確認を受けなければならない。 (1) 形状寸法 (2) 制作数量 (3) 品質 9～14 (略)</p> <p>1-3-7 笠コンクリート工 (略)</p> <p>1-3-8 基礎工 (略)</p> <p>1-3-9 矢板工 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第4編 治山防潮工編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第6節 護岸工  <u>4-1-6-1</u> 一般事項                      (略)  <u>4-1-6-2</u> 材 料                      (略)  <u>4-1-6-3</u> 石積(張)工                      (略)  <u>4-1-6-4</u> 海岸コンクリートブロック工                      (略)  <u>4-1-6-5</u> コンクリート被覆工                      (略)</p>	<p>第4節 防潮護岸工  <u>1-4-1</u> 一般事項                      (略)  <u>1-4-2</u> 材 料                      (略)  <u>1-4-3</u> 石積(張)工                      (略)  <u>1-4-4</u> 海岸コンクリートブロック工                      (略)  <u>1-4-5</u> コンクリート被覆工                      (略)</p>
<p>第7節 擁壁工  <u>4-1-7-1</u> 一般事項                      本節は、擁壁工として作業土工(床掘・埋戻し)、場所打擁壁工、その他これらに類する工種について定める。  <u>4-1-7-2</u> 作業土工(床掘・埋戻し)                      (略)  <u>4-1-7-3</u> 場所打擁壁工                      (略)</p>	<p>第5節 擁壁工  <u>1-5-1</u> 一般事項                      本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。  <u>1-5-2</u> 作業土工(床掘り・埋戻し)                      (略)  <u>1-5-3</u> 場所打擁壁工                      (略)</p>
<p>第8節 天端被覆工  <u>4-1-8-1</u> 一般事項                      (略)  <u>4-1-8-2</u> コンクリート被覆工                      (略)</p>	<p>第6節 天端被覆工  <u>1-6-1</u> 一般事項                      (略)  <u>1-6-2</u> コンクリート被覆工                      (略)</p>
<p>第9節 波返工  <u>4-1-9-1</u> 一般事項                      (略)  <u>4-1-9-2</u> 材料                      (略)  <u>4-1-9-3</u> 波返工                      (略)</p>	<p>第7節 波返工  <u>1-7-1</u> 一般事項                      (略)  <u>1-7-2</u> 材料                      (略)  <u>1-7-3</u> 波返工                      (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第4編 治山防潮工編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第10節 裏法被覆工  <u>4-1-10-1</u> 一般事項                      (略)  <u>4-1-10-2</u> 石積(張)工                      (略)  <u>4-1-10-3</u> コンクリートブロック工                      (略)  <u>4-1-10-4</u> コンクリート被覆工                      (略)  <u>4-1-10-5</u> 法枠工                      (略)</p> <p>第11節 カルバート工                      ※新規追加</p> <p>第12節 排水構造物工                      ※新規追加</p> <p>第13節 付属物設置工                      ※新規追加</p> <p>第14節 付帯道路工                      ※新規追加</p> <p>第15節 付帯道路施設工                      ※新規追加</p> <p>第2章 突堤                      ※新規追加</p> <p>第3章 離岸堤・潜堤                      ※新規追加</p>	<p>第8節 裏法被覆工  <u>1-8-1</u> 一般事項                      (略)  <u>1-8-2</u> 石積(張)工                      (略)  <u>1-8-3</u> コンクリートブロック工                      (略)  <u>1-8-4</u> コンクリート被覆工                      (略)  <u>1-8-5</u> 法枠工                      (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第4編 治山防潮工編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第4章 砂丘造成（※新規追加）            第1節 適用            （略）※新規追加</p> <p>第3節 砂丘造成            4-4-3-1 一般事項            本節は、砂丘造成として、<u>堆砂工(堆砂垣・丘頂編柵)、盛土工(土墨工)、覆砂工(伏工・砂草植栽)、実播工、その他これらに類する工種</u>について定める。  <u>4-4-3-2 堆砂工(堆砂垣・丘頂編柵)</u>            （※旧仕様書の右記文章を削除）</p> <p>1～4（略）            4-4-3-3 盛土工(土墨工)            （※）新規追加            4-4-3-4 覆砂工(伏工・砂草植栽)            （※旧仕様書の右記文章を削除）</p> <p>1～4（略）            4-4-3-5 実播工            ※新規追加</p> <p>第4節 森林造成            4-4-4-1 一般事項            本節は、森林造成として、<u>生育基盤盛土工、防風工、排水工、静砂工(静砂垣)、植栽工・保育、標柱の設置、その他これらに類する工種</u>について定める。            4-4-4-2 生育基盤盛土工            ※新規追加  <u>4-4-4-3 防風工</u>            （※旧仕様書の右記文章を削除）</p> <p>1～3（略）  <u>4-4-4-4 排水工</u>            （略）</p>	<p>（第4編 防災林造成編 第1章 海岸防災林造成）            第10節 砂丘造成</p> <p>本節は、<u>海岸工事における堆砂工、土墨工、覆砂工等</u>について定める。</p> <p><u>1-10-1 堆砂工(堆砂垣、丘頂柵工)</u>            受注者は、堆砂工(堆砂垣、丘頂柵工)の施工にあたり、次の各項によらなければならない。            1～4（略）</p> <p><u>1-10-3 覆砂工(伏工、砂草植栽)</u>            受注者は、覆砂工(伏工、砂草植栽)の施工にあたり、次の各項によらなければならない。            1～4（略）</p> <p>第11節 森林造成</p> <p>本節は、海岸工事における防風工、静砂工、植栽工、保育、標柱設置、排水工について、定める。</p> <p><u>1-11-1 防風工(防風垣)</u>            受注者は、防風工の施工にあたり、次の各項によらなければならない。            1～3（略）  <u>1-11-5 排水工</u>            （略）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第4編 治山防潮工編）

新仕様書	旧仕様書
<p>4-4-4-5 静砂工(静砂垣)                      (※旧仕様書の右記文章を削除)                      1～2 (略)</p> <p>4-4-4-6 植栽工・保育                      4 クロマツやアカマツの伐採時期については、地拵え、除伐、本数調整伐等によりマツ類の生立木を伐採する場合には、マツノマダラカミキリの産卵時期を考慮して10月上旬から翌年3月下旬までに実施しなければならない。ただし、枯損木の伐採、生立木を細かく破碎処理する場合や速やかに林外搬出をして処理する場合には、伐採時期の制約は設けない。</p> <p>4-4-4-7 標柱の設置                      (略)</p> <p>第5節 防風林の造成                      ※新規追加</p>	<p>1-11-2 静砂工(静砂垣)                      受注者は、静砂工の施工にあたり、次の各項によらなければならない。1～2 (略)</p> <p>1-11-3 植栽工、保育                      4. クロマツやアカマツの伐採時期について、受注者は、地拵えや除伐、本数調整伐等によりマツ類の生立木を伐採する場合、マツノマダラカミキリの産卵時期を考慮し、10月上旬から翌年4月下旬までに実施しなければならない。ただし、枯損木の伐採、生立木を細かく破碎処理する場合や速やかに林外搬出して処理する場合は、伐採時期の制約は設けない。</p> <p>1-11-4 標柱設置                      (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）第5編 溪間・山腹工等の主な改正点等

新仕様書	旧仕様書
<p>第5編 溪間・山腹工等                      第1章 共通施工                      ※新規追加                      第1節 適用～第14節 金網張工                      ※新規追加</p> <p>第2章 コンクリート工                      ※新規追加</p> <p>第3章 溪間工                      ※新規追加</p> <p>第4章 流路工                      第1節 適用                      5-4-1-1 適用工種                      本章は、流路工における、護岸工、床固工、根固・水制工、流路付                      属物設置工、その他これらに類する工種について適用する。                      5-4-1-2 適用規定                      1 土工は、第1編 第2章 土工 の規定による。                      2 仮設工は、第3編 第1章 第11節 仮設工 の規定による。                      3 本章に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材                      料編、第3編 林業土木工事共通編 による。                      5-4-1-3 水位の観測                      受注者は、工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しな                      ければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      受注者は、設計図書において、特に定めのない事項については、以                      下の基準及び参考資料による。また、これにより難しい場合には、監                      督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違                      がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義                      がある場合には監督員と協議しなければならない。                      (1) 基準                      林野庁 治山技術基準                      林野庁 森林土木木製構造物設計等指針                      (2) 参考資料                      日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年7月)</p>	<p>第5編 治山編</p> <p>第2章 流路工                      第1節 適用                      1. 本章は、治山工事における流路工、護岸工、のり覆及びのり留                      工、沈床工、根固コンクリートブロック工、わく工、多自然型護岸                      工その他これらに類する工種について適用する。                      2. 土工、仮設工は、第1編第2章第3節治山土工及び第3編第1                      章第10節仮設工の規定による。                      3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編                      材料編、第3編林業土木工事共通編の規定による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記                      の基準類による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得な                      ければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則                      として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と                      協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年8月）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針(平成11年3月)</p> <p>第3節 流路工・護岸工 5-4-2-1 一般事項 1 本節は、護岸工として、作業土工(床掘・埋戻し)、床掘土砂の処理、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工、その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、各施工順序については原則として、上流より横断工(床固工・帯工)を完成した後に護岸工を施工しなければならない。 3～5 (略)</p> <p>6 受注者は、水制工の施工に当たっては、河床変動を抑制する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、監督員と協議しなければならない。 7～13 (略)</p> <p>5-4-2-2 作業土工(床掘・埋戻し) (略)</p> <p>5-4-2-3 床掘土砂の処理 床掘土砂の処理については、第5編 5-3-5-3 床掘土砂の処理の規定による。</p> <p>5-4-2-4 基礎工(護岸) (略)</p> <p>5-4-2-5 コンクリート擁壁工 (略)</p> <p>5-4-2-6 ブロック積擁壁工 (略)</p>	<p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針(平成11年3月) 日本治山治水協会 治山技術基準解説(総則・山地治山編) (平成21年10月)</p> <p>第3節 流路工、護岸工 2-3-1 一般事項</p> <p>1. 受注者は、各施工順序は原則として、上流より横断工(床固工・帯工)を完了したあと護岸工を施工しなければならない。 2～4 (略)</p> <p>5. 受注者は、仮締切・瀬がえ等の施工に当たっては、流量及び工期を考慮して十分安全な構造としなければならない。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>2-3-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>2-3-3 基礎工 (略)</p> <p>2-3-4 コンクリート護岸工 (略)</p> <p>2-3-5 ブロック積護岸工 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

<p><u>5-4-2-7 石積擁壁工</u> (略) <u>5-4-2-8 護岸付属物工</u> ※新規追加</p> <p><u>5-4-2-9 植生工</u> ※新規追加</p> <p><u>第4節 床固工</u> ※新規追加</p> <p><u>第5節 根固・水制工</u> ※新規追加</p> <p><u>第6節 流路付属物設置工</u> ※新規追加</p> <p><u>第5章 山腹工</u> <u>第1節 適用</u> <u>5-5-1-1 適用工種</u> 本章は、<u>山腹工</u>における、<u>法切工</u>、<u>階段切付工</u>、<u>軽量盛土工</u>、<u>土留工</u>、<u>埋設工</u>、<u>落石防護工</u>、<u>暗渠工</u>、<u>山腹水路工</u>、<u>柵工</u>、<u>筋工</u>、<u>伏工</u>、<u>実播工</u>、<u>吹付工</u>、<u>法枠工</u>、<u>植栽工</u>、<u>山腹工付属物設置工</u>、<u>仮設工</u>、その他これらに類する工種について適用する。 <u>5-5-1-2 適用規定</u> <u>1～3 (略)</u></p> <p><u>第2節 適用すべき諸基準</u> (略) <u>(1) 基準</u> 林野庁 <u>治山技術基準</u> 林野庁 <u>森林土木木製構造物設計等指針</u> <u>(2) 参考資料</u> 全国治水砂防協会 <u>新 斜面崩壊防止工事の設計と事例</u>(平成19年9月) 全国特定法面保護協会 <u>法枠工の設計施工指針</u>(平成25年10月) 日本道路協会 <u>道路土工－擁壁工指針</u>(平成24年7月)</p>	<p><u>2-3-6 石積護岸工</u> (略)</p> <p><u>第3章 山腹工</u> <u>第1節 適用</u> 1. 本章は、<u>治山工事</u>における<u>法切工</u>、<u>土留工</u>、<u>埋設工</u>、<u>水路工</u>、<u>暗渠工</u>、<u>柵工</u>、<u>筋工</u>、<u>伏工</u>、<u>実播工</u>、<u>植栽工</u>その他これらに類する工種について適用する。 2. (略) 3. <u>山腹工事の施工地</u>には、<u>下図</u>により<u>標柱</u>を設置しなければならない。 4. (略)</p> <p><u>第2節 適用すべき諸基準</u> (略)</p> <p>全国治水砂防協会 <u>新・斜面崩壊防止工事の設計と事例</u> (平成19年9月) 全国特定法面保護協会 <u>のり枠工の設計施工指針</u> (平成18年11月) 日本道路協会 <u>道路土工－擁壁工指針</u> (平成24年8月)</p>
---	--

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工指針—仮設構造物工指針(平成11年3月)                      土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)                      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)                      PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成24年9月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工指針—仮設構造物工指針(平成11年3月)                      土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成15年11月)                      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成12年3月)                      PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き(平成22年9月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)                      日本治山治水協会 治山技術基準解説(総則・山地治山編)(平成21年10月)                      日本治山治水協会 治山技術基準解説(防災林造成編)(平成16年12月)</p>
<p>第3節 法切工                      5-5-3-1 法切工                      1 受注者は、法切工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、上部から下部に向かって順次施工するものとする。                      2 受注者は、法切土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないように斜面に安定させなければならない。また、かき均しの際には、根株、転石、その他の山腹工の施工に障害となる物は除去しなければならない。                      3 受注者は、崩壊等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の法切に当たっては、あらかじめ監督員と協議しなければならない。                      4 受注者は、多量の法切土砂を山腹斜面に堆積させる時には、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。                      5 受注者は、法切完了後は、監督員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。</p> <p>第4節 階段切付工                      ※新規追加</p>	<p>第3節 法切工                      3-3-1 一般事項                      受注者は、法切工等の施工順序について、原則として最初に崩落崖や転石等の危険な部分を切落し、次に暗渠工、埋設工、土留工等を施工、最後に法切仕上の順序としなければならない。なおこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。                      3-3-2 施工                      1. 受注者は、設計図書に示された勾配にのり面を整形し、肥沃な表土は山腹面に残すようにしなければならない。                      2. 受注者は、崩壊等の危険のおそれがある箇所、湧水又は軟弱地盤等不良箇所の法切にあたっては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。                      3. 受注者は、法切完了後、監督員の確認を受けなければならない。                      4. 受注者は、排土(切土)は斜面上部から下部に向かって行うこととし、施工方法について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第5節 軽量盛土工 ※新規追加</p> <p>第6節 土留工 5-5-6-1 一般事項 1 受注者は、土留工の施工に当たっては、切取面の保護及び切取土の処理に十分留意しなければならない。 2～6 (略) 5-5-6-2 作業土工(床掘・埋戻し) ※新規追加 5-5-6-3 コンクリート土留工 1 受注者は、コンクリート土留工の施工に当たっては、延長20m以上のものは、設計図書で定める場合を除き、原則として10m程度ごとに伸縮継目を設けなければならない。 2～3 (略) 4 現場打土留工の施工については、第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 5-5-6-4 鉄筋コンクリート土留工 ※新規追加 5-5-6-5 石積及びコンクリートブロック積土留工 ※新規追加 5-5-6-6 丸太積土留工 1～2 (略) 5-5-6-7 コンクリート板土留工 1～4 (略) 5-5-6-8 鋼製枠土留工 (略) 5-5-6-9 鉄線籠土留工 1～13 (略) 5-5-6-10 土のう積土留工 1～4 (略) 5-5-6-11 既製杭工 ※新規追加 5-5-5-12 プレキャスト擁壁工 ※新規追加</p>	<p>第4節 土留工 3-4-1 一般事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>3-4-2 コンクリート土留工 1. 受注者は、コンクリート土留工で延長が20m以上のものについて、設計図書で定める場合を除き、原則として10～15mごとに1箇所程度の伸縮継目を設けなければならない。 2～3 (略)</p> <p>3-4-7 丸太積土留工 1～2 (略) 3-4-8 コンクリート板土留工 1～4 (略) 3-4-5 鋼製枠土留工 (略) 3-4-6 鉄線かご土留工 1～13 (略) 3-4-9 土のう積土留工 1～4 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-5-6-13 補強土壁工            ※新規追加            5-5-6-13 井桁ブロック工            ※新規追加</p> <p>第7節 埋設工            1～3 (略)</p> <p>第8節 落石防護工            ※新規追加</p> <p>第9節 暗渠工            5-5-9-1 一般事項            1 受注者は、暗渠工の施工中に所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合には、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。            2 (略) 受注者は、暗渠工の埋戻しについては、礫や透水性の良い土から順次埋戻して仕上げなければならない。            3 受注者は、埋戻しの前及び完成後、速やかに写真及び出来形図を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>5-5-9-2 礫暗渠工            受注者は、礫暗渠工の施工に当たっては、所定の床掘をして地均し後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。</p> <p>5-5-9-3 粗朶暗渠工            (略)</p> <p>5-5-9-4 鉄線籠暗渠工            (略)</p> <p>5-5-9-5 その他二次製品を用いた暗渠工            (略) (※旧仕様書2を削除)</p>	<p>第5節 埋設工            3-5-1 一般事項            受注者は、埋設工の位置及び高さについては、設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-5-2 施工            1～3 (略)</p> <p>第7節 暗渠工            3-7-1 一般事項            1. 受注者は、暗渠工の埋め戻しについては、礫や透水性のよい土から順次密度の高い土へ行われなければならない。            2. 受注者は、完成の都度、速やかに写真及び出来形図を作成し、監督員の確認を受けなければならない。            3. 受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p>3-7-2 礫暗渠工            受注者は、礫暗渠工の施工に当たっては、所定の床掘をし、床均し後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部からなるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れて埋め戻し、念入りに仕上げなければならない。</p> <p>3-7-3 そだ暗渠工            (略)</p> <p>3-7-4 鉄線かご暗渠工            (略)</p> <p>3-7-5 二次製品暗渠工            1. (略)            2. 受注者は、布設時に継目から漏水しないように施工しなければ</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-5-9-5 ボーリング暗渠工 ※新規追加</p> <p>第10節 山腹水路工 5-5-10-1 一般事項 (略) ※全部改定 5-5-10-2 作業土工(床掘・埋戻し) ※新規追加 5-5-10-3 野面石水路工 ※新規追加 5-5-10-4 練石張・空石張水路工 (略) 5-5-10-5 コンクリート水路工 (略) 5-5-10-6 編柵水路工 (略) 5-5-10-7 鉄線籠水路工 (略) 5-5-10-8 コルゲート水路工 (略) 5-5-10-9 場所打水路工 (略) ※新規追加 5-5-10-10 植生土のう水路工 (旧仕様書1を削除) 1 受注者は、種子付き土のう等を使用する場合には、種子を装着した面を上にして十分踏み固めて路床に密着させ、所定の間隔で止杭を用いて固定しなければならない。 2 受注者は、種子付き土のう等から種子や肥料が落ちないように、<u>取扱いに留意して施工しなければならない。</u> 3 受注者は、水路肩の土のうは、水路側に傾斜させなければならない。 4 (略) ※新規追加 5-5-10-11 張芝水路工 (略) ※新規追加 5-5-10-12 集水樹工 (略) ※新規追加</p>	<p>ならない。</p> <p>第6節 水路工 3-6-1 一般事項 (略)</p> <p>3-6-2 練張・空張水路工 (略) 3-6-3 コンクリート水路工 (略) 3-6-5 編柵水路工 (略) 3-6-6 鉄線かご水路工 (略) 3-6-7 コルゲート管水路工 (略)</p> <p>3-6-8 土のう水路工 1 (略) 2. 受注者は、種子付土のうを使用する場合、土のうは種子を装着した面を上にし、土を詰め十分踏み固めて水路床に密着させ、所定の間隔で止杭を用い固定しなければならない。 3. 受注者は、種子や肥料が落ちないように留意して施工しなければならない。 4. 受注者は、水路肩の土のうについて、水路側に傾斜させなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>※旧仕様書 3-6-4 張芝等水路工を削除</p> <p>第11節 柵工  <u>5-5-11-1 一般事項</u>                      (※旧仕様書 3-8-1 柵工の1を削除)</p> <p><u>1 受注者は、杭については、拵え面、山腹斜面ともに垂直に打ち込まなければならない。</u></p> <p><u>2 (略)</u>  <u>5-5-11-2 編柵工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-11-3 木柵及び丸太柵工</u>  <u>1 受注者は、木柵及び丸太柵工の施工に当たっては、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。</u></p> <p><u>5-5-11-4 コンクリート板柵工</u>                      (略)</p> <p>5-5-11-5 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工                      ※新規追加</p> <p>第12節 筋工  <u>5-5-12-1 一般事項</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-2 石筋工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-3 萱筋工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-4 丸太筋工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-5 粗朶筋工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-6 芝筋工</u>                      (略)</p> <p><u>5-5-12-7 その他緑化二次製品を用いた筋工</u>                      (略)</p>	<p>第8節 柵工  <u>3-8-1 柵工</u>                      1. 受注者は、地山部に階段を切り付けて柵工を設ける場合は、設計図書に定める場合を除き、階段幅30～50cm、高さ30～50cmを標準とする。                      2. 受注者は、柵工の杭を、床拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。  <u>3. (略)</u>  <u>3-8-2 編柵工</u>                      (略)</p> <p><u>3-8-3 木柵及び丸太柵工</u>                      1. 背板又は丸太は、間隙のないように並べ、埋め土をして萱及び雑草株を植え付け 踏み固めて仕上げなければならない。</p> <p><u>3-8-4 コンクリート板柵工</u>                      (略)</p> <p>第9節 筋工  <u>3-9-1 一般事項</u>                      (略)</p> <p><u>3-9-2 石筋工</u>                      (略)</p> <p><u>3-9-3 萱筋工</u>                      (略)</p> <p>3-9-5 丸太筋工                      (略)</p> <p><u>3-9-4 そだ筋工</u>                      (略)</p> <p><u>3-9-6 芝筋工</u>                      (略)</p> <p><u>3-9-7 二次製品筋工</u>                      (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第13節 伏工  <u>5-5-13-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-5-13-2</u> わら伏工                      (略)                      (※旧仕様書3-10-2の4を削除)  <u>5-5-13-3</u> むしろ伏工                      (※旧仕様書1を削除)  <u>5-5-13-4</u> 網伏工                      ※新規追加  <u>5-5-13-5</u> その他二次製品を用いた伏工                      ※新規追加</p> <p>第14節 実播工  <u>5-5-14-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-5-14-2</u> 筋実播工                      (略)  <u>5-5-14-3</u> 斜面実播工                      1 受注者は、斜面の浮き土砂を処理した後でなければ斜面実播工を行ってはならない。                      4 受注者は、所定の種肥土を均等に行きわたるように播かなければならない。  <u>5-5-14-4</u> 航空実播工                      (略)  <u>5-5-14-5</u> 植生穴工                      (略)</p> <p>第15節 吹付工                      ※新規追加</p> <p>第16節 法粹工                      ※新規追加</p> <p>第17節 植栽工                      ※新規追加</p>	<p>第10節 伏工  <u>3-10-1</u> 一般事項                      (略)  <u>3-10-2</u> わら伏工                      (略)  <u>3-10-3</u> むしろ伏工                      (略)</p> <p>第11節 実播工  <u>3-11-1</u> 一般事項                      (略)  <u>3-11-2</u> 筋実播工                      (略)  <u>3-11-3</u> 斜面実播工                      1. 受注者は、<u>斜面実播工の施工に当たっては、のり切を行った場合、法面の浮土砂をすべて整理した後、行わなければならない。</u>                      4. 受注者は、<u>所定の種子、肥料及び土壌を十分混合し、種肥土を作り、この種肥土を均等に行きわたるように播かなければならない。</u>  <u>3-11-4</u> 航空実播工                      (略)  <u>3-11-5</u> 植生穴工                      (略)</p> <p>第12節 植栽工  <u>第5編第4章保安林整備の規定による。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第18節 山腹工付属物設置工 ※新規追加</p> <p>第6章 地すべり防止工 第1節 適用 5-6-1-1 適用工種 本章は、<u>地すべり防止工における暗渠工、ボーリング暗渠工、集水井工、排水トンネル工、地下水遮断工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工(深礎工)、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</u> 5-6-1-2 適用規定 1～3（略） 5-6-1-3 地すべりの監視体制の構築 1 受注者は、<u>地すべりの活動状況(変動レベル)を勘案し、地すべりの移動状況を把握する観測及び地下水位の観測を行い、地すべり災害の予防あるいは被害を最小規模にとどめるための監視体制を構築しなければならない。</u> 2 受注者は、<u>地すべりの監視に当たっては、① 観測機器の選定、② 観測機器の配置、③ 観測方式の選定等について発注者に提出し承諾を得なければならない。</u> 3 受注者は、<u>新たな亀裂の発生や観測データに異常が認められた場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。</u></p> <p>第2節 適用すべき諸基準 5-6-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、<u>設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員と協議しなければならない。</u> (1) 基準 林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針 (2) 参考資料 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)</p>	<p>第5章 地すべり防止工 第1節 適用</p> <p>1. 本章は、<u>治山工事における暗渠工、地下水排除工、排水トンネル工、排土工(切土工)及び押え盛土工、集排水ボーリング孔内洗浄工、抑止杭工、アンカー工、土留工、その他これらに類する工種について適用する。</u> 2～3（略）</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、<u>設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月)                      全国特定法面保護協会 法枠工の設計施工指針(平成25年10月)                      日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年7月)                      日本道路協会 道路土工－カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針(平成11年3月)                      土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(平成26年8月)                      PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成24年9月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)</p>	<p>全国治水砂防協会 新斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月)                      全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成18年11月)                      日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年8月)                      日本道路協会 道路土工－カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針(平成11年3月)                      土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成15年11月)                      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成12年3月)                      PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成22年9月)                      斜面防災技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)                      斜面防災技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)                      日本治山治水協会 治山技術基準解説(地すべり防止編)(平成15年5月)</p>
<p>第3節 暗渠工                      ※全部改定</p>	<p>第3節 暗渠工                      (略)</p>
<p>第4節 地下水排除工                      5-6-4-1 一般事項                      1 本節は、地下水排除工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、井戸中詰工、集排水ボーリング工、その他これらに類する工種について定める。                      2～6 (略)                      5-6-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)                      (略)                      5-6-4-3 井戸中詰工                      (略)                      5-6-4-4 集排水ボーリング工                      (略)</p>	<p>第4節 地下水排除工                      5-4-1 一般事項                      1 本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。                      2～6 (略)                      5-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)                      (略)                      5-4-3 井戸中詰工                      (略)                      5-4-4 集排水ボーリング工                      (略)</p>
<p>第5節 集排水ボーリング孔内洗浄工                      (略) ※新規追加</p>	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第6節 集水井工 ※全部改定</p> <p>第7節 排水トンネル工 ※全部改定</p> <p>第8節 排土工及び押え盛土工 ※全部改定</p> <p>第9節 杭工 ※全部改定</p> <p>第10節 シャフト工(深礎工) ※新規追加</p> <p>第11節 アンカー工 ※全部改定</p> <p>第12節 地すべり防止工付属物設置工 ※新規追加</p> <p>第7章 山腹崩壊対策工 第1節 適用 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 <u>新・斜面崩壊防止工</u>の設計と実例(平成19年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 <u>法枠工</u>の設計施工指針(平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工-擁壁工</u>指針(平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工-仮設構造物工</u>指針(平成11年3月)</p> <p>地盤工学会 <u>グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説</u>(平成24年)</p>	<p>第4節 地下水排除工 5-4-5 集水井工 (略)</p> <p>第5節 排水トンネル工 (略)</p> <p>第6節 排土工(切土工)及び押え盛土工 (略)</p> <p>第8節 <u>抑止杭工</u> (略)</p> <p>第9節 アンカー工 (略)</p> <p>第7章 山腹崩壊対策工 第1節 適用 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 <u>斜面崩壊防止工</u>の設計と実例(平成19年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 <u>のり枠工</u>の設計施工指針(平成18年11月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工-擁壁工</u>指針(平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工-カルバート工</u>指針(平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工指針-仮設構造物工</u>指針(平成11年3月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5月)  <u>PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き</u>            (平成26年9月)  <u>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)</u>  <u>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領</u>            (平成19年12月)  <u>崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待ち受け擁壁の設計</u>  <u>計算事例(平成22年11月)</u></p> <p>第3節 準備工            1 受注者は、<u>山腹崩壊対策工事の施工に当たり、山腹崩壊危険区域の人命を保全することを目的として施工することをよく認識し、人命、家屋等に施工上の被害を与えることのないように万全の配慮を講じなければならない。</u></p> <p>第4節 安全対策工            2 受注者は、<u>工事の施工に当たり、斜面状況及び作業内容等に応じて、経験十分な熟練した安全監視員を配置し、次の各号により、工事全般にわたる安全確保に万全の方策を講じなければならない。</u></p> <p>(※旧仕様書第7節を削除)</p> <p>第7節 仮設工            (略)</p> <p>第8章 なだれ防止林造成            第1節 適用            5-8-1-1 適用工種  <u>本章は、なだれ防止林造成における吹きだめ柵、吹き払い柵、階段工、予防柵、防止柵、吊柵、吊枠、誘導堤、誘導擁壁、誘導柵、減勢杭、減勢枠組、防護擁壁、防護柵、木柵階段工、植栽工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</u></p>	<p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）            地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）            PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き（平成22年9月）            斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年6月）            斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）  <u>日本治山治水協会 治山技術基準解説（総則・山地治山編）</u>            (平成21年10月)</p> <p>第3節 準備工            1. 受注者は、<u>治山工事の施工に際し、山腹崩壊危険区域の人命を保全することを目的として施工することを良く認識し、人命、家屋等に施工上の被害を与えることのないよう万全の配慮を講じなければならない。</u></p> <p>第4節 安全対策工            2. 受注者は、<u>工事の施工に際して、経験十分な熟練した安全監視員を配置し、次の各号によって工事全般にわたる安全確保に、万全の方策を講じなければならない。</u></p> <p>第7節 標柱の設置            (略)</p> <p>第8節 仮設工            (略)</p> <p>(第4編 防災林造成編) 第2章 なだれ防止林            第1節 適用            1. 本章は、<u>治山工事におけるなだれ防止施設及び森林造成、その他これらに類する工種について適用する。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-8-1-2 適用規定 1～2 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>林野庁 治山技術基準</u>による。また、これにより難い場合には、<u>監督員の承諾を得なければならない</u>。なお、基準と設計図書に相違がある場合は原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員と協議しなければならない。</p> <p>第3節 なだれ防止施設</p> <p>1 受注者は、<u>なだれ防止施設の施工に当たっては、設計図書と現地をよく照合し、各工種の位置を十分把握して行わなければならない</u>。</p> <p>2 受注者は、<u>掘削残土については、灌木や立木のある斜面で処理することを原則とし、それ以外の場合には、斜面勾配の緩い地域まで搬出しなければならない</u>。</p> <p>3 受注者は、<u>支障木の伐採については、必要最小限度にとどめなければならない</u>。</p> <p>4 受注者は、<u>鋼材を使用する場合には、次の各号に留意して施工しなければならない</u>。 (1) <u>鋼材の組立は、メイン部材から順次行い、全体の組立が完了した後、全体的にボルトの締め直しを行うこと</u>。 (2) <u>組立完了後、塗装面のキズ等を補修するものとする</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4節 雪庇予防工 (略) ※新規追加</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記の基準類による</u>。これにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員と協議しなければならない。 <u>日本治山治水協会 治山技術基準解説（総則・山地治山編）（平成21年10月）</u> <u>日本治山治水協会 治山技術基準解説（防災林造成編）（平成16年12月）</u></p> <p>第3節 なだれ防止施設</p> <p>2-3-1 一般事項 受注者は、<u>工事の施工に当たって、設計図書と現地をよく照合し、各工種の位置、局地形、立木等の状況を十分把握して行わなければならない</u>。</p> <p>2-3-2 残土及び支障木 1. 受注者は、<u>支障木の伐採に当たっては、監督員と協議の上、最小限度にとどめなければならない</u>。 2. <u>掘削残土や伐採木は、下方に支障のないよう処理するものとし、不安定な状態で斜面に堆積させてはならない</u>。</p> <p>2-3-3 鋼材 1. 受注者は、<u>鋼材の搬入時に、納入書と照合して部材数量及び規格・品質を確認しなければならない</u>。 2. <u>鋼材の仮置・運搬・据付に当たって、部材に損傷を与えないようにしなければならない</u>。 3. <u>鋼材の組立が完了した後は、全体のボルトを締め直し、塗装面のきず等を補修しなければならない</u>。</p> <p>2-3-4 名板の設置 (略)</p>



新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-9-2-3 苗木運搬 1～2 (略) 5-9-2-4 仮植 1 (略) ※部分改定 2 受注者は、仮植については、苗木の結束を解き、1本並べ(間隔3cm程度)に根が重ならないようにして並べ、幹の1/3～1/4を覆土し、踏み付けた後に、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため、日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。 3 (略) ※新規追加 4 (略) 5-9-2-5 植付け 1～3、5、7、8 (略) 部分改定 4 (略) 6 (略) 5-9-2-6 支保(支柱工) (略) ※新規追加 5-9-2-7 補植 (略) ※新規追加 5-9-2-8 施肥 (略)</p>	<p>4-4-2 苗木運搬 1～2 (略) 4-4-3 仮植 1、2 (略) 3. 受注者は、仮植については、苗木の結束を解き、1本ならべに根が重ならないように並べ、下枝が隠れるまで覆土し、日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。  4. (略) 4-4-6 植付け 1、2、4、5 (略) ※部分改訂 3. (略) 6. (略)  4-4-5 施肥 (略)</p>
<p>第3節 保育 5-9-3-1 一般事項 (略) ※新規 5-9-3-2 下刈り 2 受注者は、下刈りに当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等、植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。 3 受注者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないように植栽木の列間に存置しなければならない。 4 受注者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないように注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。 5-9-3-3 刈出し (略) ※新規追加</p>	<p>第5節 保育  4-5-1 下刈 2. 受注者は、下刈については、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木及び監督員が残置を指示した幼齢木等の生育に支障となる地被物を地際から刈払わなければならない。 3. 受注者は、刈払い物については、植栽木等を覆わないようにして、林内に残置しなければならない。 4. 受注者は、植栽木等を損傷する恐れがある場合については、先に植栽木等の周囲を刈払い、位置を確かめてからその他の部分の刈払いを行わなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-9-3-4 伐木に伴う刈払い (略)</p> <p>5-9-3-5 つる切 1 受注者は、つる切に<u>当たり、植栽木及び有用天然木に着生する</u>つる類については、<u>根元から切断しなければならない。</u> 2 受注者は、<u>植栽木に巻き付いたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。</u> 3～4 (略)</p> <p>5-9-3-6 本数調整伐・受光伐・除伐 (略) ※新規追加 5-9-3-7 枝落し 1 受注者は、<u>枝落しの対象木及び枝を落す範囲(程度)については、標準地等の実施状況に準じるか、または監督員の指示によらなければならない。</u> 2 受注者は、<u>林縁木については原則として枝落しはしない。</u></p> <p>3 (略) 4 (略) ※新規追加 5 (略) ※新規追加 6 (略)</p> <p>5-9-3-8 追肥 (略) ※全部改訂</p> <p>5-9-3-9 雪起し 1 受注者は、<u>雪起しは、融雪後速やかに実施しなければならない。</u>また、作業の目安時期としては、<u>4月上旬から6月上旬に行うが、気象及び地理的条件により融雪期が毎年異なることから、作業適期を逃してはならない。</u> 2 受注者は、<u>雪起しは、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起こさなければならない。</u></p> <p>5-9-3-10 根踏 (略)</p> <p>5-9-3-11 病虫獣害防除 (略) ※新規追加</p> <p>5-9-3-12 獣害防護柵(防鹿柵)設置 (略) ※新規追加</p> <p>5-9-3-13 標柱の設置 (略) ※新規追加</p>	<p>4-5-2 伐木に伴う刈払い (略)</p> <p>4-5-3 つる切り 1. 受注者は、つる切りについては、<u>植栽木等に着生したつる類を根元から切断し、植栽木等を損傷させないように注意して除去しなければならない。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4-5-4 除伐、4-5-5 本数調整伐 (略)</p> <p>4-5-6 枝落し 1. 受注者は、<u>枝落しについては、設計図書に示された枝落し範囲(高さ)の確認を行い、監督員に報告しなければならない。</u></p> <p>2. 受注者は、<u>林縁部については、特に定めや監督員の指示がある場合を除き、原則として枝落しを行ってはならない。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>4-5-8 追肥 (略)</p> <p>4-5-7 雪起し 1. 受注者は、<u>雪起しについては、融雪直後に行わなければならない。</u>作業目安時期としては、<u>4月上旬から6月上旬に行うが、気象及び地理的条件により融雪期が毎年異なることから、作業適期を逃してはならない。</u> 2. 受注者は、<u>樹幹を損傷しないよう注意しながら、垂直より若干山側に引き起こさなければならない。</u></p> <p>4-5-9 根踏 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第5編 溪間・山腹工等編）

新仕様書	旧仕様書
第4節 歩道整備 (略) ※新規追加  第10章 保安林管理道整備 (略) ※新規追加  第11章 仮設工 (略) ※新規追加	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第6編 林道編  第1章 林道  第1節 適用  <u>6-1-1-1 適用工種</u>  本章は、林道工事における林道土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、排水構造物工(小型水路工)、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。  <u>6-1-1-2 適用規定</u>  1 林道土工、<u>構造物撤去工</u>、仮設工については、第1編 第2章 第4節 林道土工、第3編 第1章 第10節 構造物撤去工、第11節 仮設工の規定による。  2 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準  (略)  (1) 基準  林野庁 林道技術基準  林野庁 森林土木製構造物設計等指針  (2) 参考資料  地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成24年5月)  日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)  日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)  日本道路協会 道路土工盛土工指針(平成22年4月)  日本道路協会 道路土工擁壁工指針(平成24年7月)  日本道路協会 道路土工カルバート工指針(平成22年3月)  日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針(平成11年3月)  全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)  全国特定法面保護協会 法枠工の設計・施工指針(平成25年10月)  日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)  日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)  土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成25年12月)  土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)</p>	<p>第6編 森林整備編  第1章 林道開設  第1節 適用  1. 本章は、林道工事における法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、排水構造物工(小型水路工)、落石雪害防止工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 林道土工、仮設工は、第1編第2章第4節林道土工及び第3編第1章第10節仮設工の規定による。</p> <p>3. (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準  (略)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成12年3月)  日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)  日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)  日本道路協会 道路土工盛土工指針(平成22年4月)  日本道路協会 道路土工擁壁工指針(平成24年8月)  日本道路協会 道路土工カルバート工指針(平成22年3月)  日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針(平成11年3月)  全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)  全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成18年11月)  日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)  日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)  土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成12年2月)  土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成15年11月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)                  日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)                  日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)                  日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)                  国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)                  日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-(平成29年11月)                  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p> <p>第3節 工場製作工                  6-1-3-1 一般製作工                  (略) ※新規追加</p> <p>第4節 地盤改良工                  (略) ※新規追加</p> <p>第5節 法面工                  6-1-5-1 一般事項                  1 (略)                  2 受注者は法面の施工に当たっては、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 法面工編、斜面安定工編」(日本道路協会 平成21年6月)、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土法面の施工」(日本道路協会 平成22年4月)、「法枠工の設計・施工指針 第8 吹付枠工、第9章 プレキャスト枠工、第10章 現場打コンクリート枠工、第11章 中詰工」(全国特定法面保護協会 平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」(地盤工学会 平成24年5月)の規定による。また、これ以外の施工方法による場合には施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成14年10月)                  日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)                  日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)                  日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)</p> <p>日本林道協会 林道必携(技術編)(平成23年8月)                  森林土木構造物標準設計(擁壁編)(平成20年12月)</p> <p>第3節 法面工                  1-3-1 一般事項                  1. (略)                  2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針 第5章 施工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
6-1-5-2 植生工 (略)	1-3-2 植生工 (略)
6-1-5-3 吹付工 (略)	1-3-3 法面吹付工 (略)
6-1-5-4 法枠工 (略)	1-3-4 法枠工 (略)
6-1-5-5 アンカー工 (略)	1-3-6 アンカー工 (略)
6-1-5-6 籠工 (略)	1-3-7 かが工 (略)
6-1-5-7 柵工 (略) ※新規追加	
第6節 軽量盛土工 (略) ※新規追加	
第7節 擁壁工	第4節 擁壁工
6-1-7-1 一般事項	1-4-1 一般事項
1 本節は、擁壁工として、作業土工(床掘・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、その他これらに類する工種について定める。	1. 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。
2 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会 平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻 解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会 平成12年9月)の規定による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
6-1-7-2 作業土工(床掘・埋戻し) (略)	1-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)
6-1-7-3 既製杭工 (略)	1-4-3 既製杭工 (略)
6-1-7-4 場所打杭工 (略)	1-4-4 場所打杭工 (略)
6-1-7-5 場所打擁壁工 (略)	1-4-5 場所打擁壁工 (略)
6-1-7-6 プレキャスト擁壁工	1-4-6 プレキャスト擁壁工
プレキャスト擁壁工については、第3編 3-1-16-2 プレキャスト擁	1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>壁工の規定による。            ※旧仕様書記載内容を「第3編 林業土木工事共通編」へ移動</p> <p>6-1-7-7 補強土壁工            (略) ※旧仕様書記載内容を新仕様書「第3編 林業土木工事共通編」へ移動</p> <p>6-1-7-8 井桁ブロック工            (略) ※旧仕様書記載内容を新仕様書「第3編 林業土木工事共通編」へ移動</p> <p>6-1-7-9 コンクリートブロック擁壁工・石積擁壁工            (略) 新規。</p> <p>6-1-7-10 鋼製擁壁工            (略) 新規</p> <p>6-1-7-11 簡易鋼製擁壁工            (略) 新規</p> <p>6-1-7-12 木製土留擁壁工            (略) 新規</p> <p>6-1-7-13 土のう積工            (略) 新規</p> <p>第8節 石・ブロック積(張)工            (略) ※新規追加</p> <p>第9節 カルバート工            6-1-9-1 一般事項            1 本節は、カルバート工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。            4 (略) ※新規追加</p> <p>6-1-9-2 材料            (略)</p> <p>6-1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)            (略)</p> <p>6-1-9-4 既製杭工            (略)</p>	<p>をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。            2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p>1-4-7 補強土壁工            1~15 (略)</p> <p>1-4-8 井桁ブロック工            1~3 (略)</p> <p>第6節 カルバート工            1-6-1 一般事項            1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-6-2 材料            (略)</p> <p>1-6-3 作業土工(床掘り・埋戻し)            (略)</p> <p>1-6-4 既製杭工            (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-1-9-5 場所打杭工 (略)</p>	<p>1-6-5 場所打杭工 (略)</p>
<p>6-1-9-6 場所打函渠工 (略)</p>	<p>1-6-6 場所打函渠工 (略)</p>
<p>6-1-9-7 プレキャストカルバート工 (略) ※旧仕様書記載内容を新仕様書「第3編 林業土木工事共通編」へ移動</p>	<p>1-6-7 プレキャストカルバート工 (略)</p>
<p>6-1-9-8 防水工 (略)</p>	<p>1-6-8 防水工 (略)</p>
<p>第10節 排水施設工 6-1-10-1 一般事項 1 本節は、排水施設工として、作業土工(床掘・埋戻し)、側溝工、横断工、コルゲートパイプ工、コルゲートフリューム工、洗越工、呑口工及び吐口工、集水桝工、流木除け工及び土砂止め工、流末工、地下排水工、法面排水工(小段排水工・縦排水工)、管渠工、現場打水路工、その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、排水施設工の施工に当たっては、「林道技術基準の制定について」(平成10年3月4日付け 9林野基第812号 林野庁長官通知)、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会 平成21年6月)の規定による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。 3 受注者は、排水施設工の施工に当たっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から林道に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。 6-1-10-2 作業土工(床掘・埋戻し) (略) 6-1-10-3 側溝工 1 (略) ※新規追加 2 (略) (旧仕様書の1) 3～4 (略) ※新規追加 5 受注者は、プレキャストL型及びU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工については、付着、水密性を保ち、段差が生じないように注意して施工しなければならない。なお、コンクリート製品の接合部の取付については、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の容積配合のモルタルを用い、漏水のな</p>	<p>第7節 排水構造物工(小型水路工) 1-7-1 一般事項 1 本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. 受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。 1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略) 1-7-3 側溝工 1. (略) 2. 受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p><u>いように入念に施工しなければならない。</u>  <u>6～10</u>（略）</p> <p><u>6-1-10-4</u> 横断工</p> <p>1 受注者は、横断溝の流下方向に地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。  <u>2～3</u>（略）</p> <p><u>6-1-10-5</u> コルゲートパイプ工  （略）</p> <p><u>6-1-10-6</u> コルゲートフリューム工  （略）※新規追加</p> <p><u>6-1-10-7</u> 洗越工  （略）※新規追加</p> <p><u>6-1-10-8</u> 呑口工及び吐口工  （略）</p> <p><u>6-1-10-9</u> 集水樹工  （略）※新規追加</p> <p><u>6-1-10-10</u> 流木除け工及び土砂止め工  （略）※新規追加</p> <p><u>6-1-10-11</u> 流末工  （略）※新規追加</p> <p><u>6-1-10-12</u> 地下排水工  （略）</p> <p><u>6-1-10-13</u> 法面排水工(小段排水・縦排水工)  1 受注者は、法面排水工の施工に当たり、各工法に応じて側溝工(管渠工)、地下排水工に準じて施工しなければならない。</p> <p><u>6-1-10-14</u> 管渠工</p> <p>1 水路勾配  （略）</p> <p>2 適用規定  （略）</p> <p>3 継目部の施工  （略）</p>	<p><u>3～7</u>（略）</p> <p><u>1-7-9</u> 横断工  横断工は、側溝の施工に準ずるほか、次の各号によらなければならない。  （1）横断工の流下方向には、原則として所定の縦断勾配を確保しなければならない。  （2）～（3）（略）</p> <p><u>1-7-10</u> コルゲートパイプ工  （略）</p> <p><u>1-7-11</u> 呑・吐口工  （略）</p> <p><u>1-7-6</u> 地下排水工  （略）</p> <p><u>1-7-12</u> のり面排水工  受注者は、のり面排水工については、各工法に応じて側溝、溝きよ、地下排水工の規定により施工する。</p> <p><u>1-7-4</u> 管渠工</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3.（略）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-1-10-15 場所打水路工</p> <p>1 水路勾配 (略)</p> <p>2 側溝蓋の設置 (略)</p> <p>3 柵渠の施工 (略)</p> <p>第11節 落石雪害防止工</p> <p>6-1-11-1 一般事項 (略)</p> <p>6-1-11-2 材料 (略)</p> <p>6-1-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>6-1-11-4 落石防止網工 (略)</p> <p>6-1-11-5 落石防護柵工 (略)</p> <p>6-1-11-6 防雪柵工 (略)</p> <p>6-1-11-7 雪崩予防柵工 (略)</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節 適用</p> <p>1 本章は、林道工事における、<u>道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、踏掛版工、防護柵工、区画線工、仮設工、その他これらに類する工種</u>について適用する。</p> <p>2 <u>道路土工、地盤改良工、仮設工</u>は、第1編第2章第4節林道土工、第3編第1章第8節<u>地盤改良工</u>及び第11節仮設工の規定による。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 (略)</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)</p>	<p>1-7-7 場所打水路工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第8節 落石雪害防止工</p> <p>1-8-1 一般事項 (略)</p> <p>1-8-2 材料 (略)</p> <p>1-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>1-8-4 落石防止網工 (略)</p> <p>1-8-5 落石防護柵工 (略)</p> <p>1-8-6 防雪柵工 (略)</p> <p>1-8-7 雪崩予防柵工 (略)</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節 適用</p> <p>1. 本章は、林道工事における<u>舗装工、排水構造物、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路付属物工</u>その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. <u>林道土工、仮設工</u>は、第1編第2章第4節林道土工、及び第3編第1章第10節仮設工の規定による。</p> <p>3. (略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 (略)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)                      日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)                      日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)                      日本道路協会 道路反射鏡設置指針(昭和55年12月)                      国土交通省 防護柵の設置基準の改訂について(平成16年3月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)                      日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)                      日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)                      日本道路協会 道路橋床版防水便覧(平成19年3月)                      建設省 道路附属物の基礎について(昭和50年7月)                      日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月)                      日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)                      日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)                      日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)                      日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)                      土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)</p>	<p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)                      日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)                      日本道路協会 簡易舗装要綱(昭和54年10月)                      日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)                      日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)                      日本道路協会 道路反射鏡設置指針(昭和55年12月)                      国土交通省 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)                      日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)                      日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)                      日本道路協会 道路橋床版防水便覧(平成19年3月)                      建設省 道路附属物の基礎について(昭和50年7月)                      日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月)                      日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)                      日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)                      日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)                      日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)                      土木学会 舗装標準示方書(平成19年3月)                      日本林道協会 林道必携(技術編)(平成23年8月)</p>
<p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—(平成29年11月)</p>	
<p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	
<p>第3節 地盤改良工 (略) ※新規追加</p>	
<p>第4節 舗装工                      6-2-4-1 一般事項                      1 本節は、舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、その他これらに類する工種について定める。                      2 (略)</p>	<p>第3節 舗装工                      2-3-1 一般事項                      1 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。                      2. (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>3 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときには、<u>直ちに</u>監督員に連絡し監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>6-2-4-2 材 料 (略)</p> <p>6-2-4-3 舗装準備工 (略)</p> <p>6-2-4-4 橋面防水工 橋面防水工の施工については、第3編 3-1-7-6 橋面防水工 の規定による。</p> <p>6-2-4-5 アスファルト舗装工 (略)</p> <p>6-2-4-6 コンクリート舗装工 6 横収縮目地については、ダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表6-2-1を標準とする。また、縦目地の設置については、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。なお、やむを得ず車線ごとに舗設する場合には、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p> <p style="text-align: center;">表6-2-1 (略)</p> <p>第5節 防護施設工 (略) ※新規追加</p>	<p>3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、<u>速やかに</u>監督員に連絡し、<u>設計図書</u>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. (略)</p> <p>2-3-2 材 料 (略)</p> <p>2-3-3 舗装準備工 (略)</p> <p>2-3-4 橋面防水工 1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編 1-6-6 アスファルト舗装工の規定による。 2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第6編 2-3-9 グースアスファルト舗装工の規定による。 3. 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。 4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編 1-6-6 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>2-3-5 アスファルト舗装工 (略)</p> <p>2-3-10 コンクリート舗装工 6. 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地感覚は表2-12を標準とする。縦目地の設置は、2車線が幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1cmのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1cmのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-12 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第6節 区画線工  <u>6-2-6-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-2-6-2</u> 区画線工                      (略)</p> <p>第3章 橋梁下部工                      第1節 適用                      1 本章は、林道工事における、工場製作工、工場製品輸送工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、その他これらに類する工種について適用する。                      5                      (2) 微破壊・非破壊試験については、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      (略)                      林野庁 林道技術基準                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)                      日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)                      日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)                      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)                      日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)                      日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成27年3月)                      日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成27年3月)                      日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)                      日本道路協会 道路土工要領(平成21年6月)                      日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)                      日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針(平成11年3月)</p>	<p>第9節 区画線工  <u>2-9-1</u> 一般事項                      1~3 (略)  <u>2-9-2</u> 区画線工                      (略)</p> <p>第3章 橋梁下部                      第1節 適用                      1. 本章は、林道工事における工場製作工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工その他これらに類する工種について適用する。                      5.                      (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従うものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準                      (略)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編、Ⅱ鋼橋編)(平成14年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編、Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成14年3月)                      日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)                      日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)                      日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)                      日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)                      日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成19年1月)                      日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成19年1月)                      日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)                      日本道路協会 道路土工要領(平成21年6月)                      日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)                      日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月)                      日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針(平成11年3月)                      日本林道協会 林道必携(技術編)(平成23年8月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月)                  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p> <p>第3節 工場製作工                  6-3-3-1 一般事項                  (略)                  6-3-3-2 刃口金物製作工                  (略)                  6-3-3-3 鋼製橋脚製作工                  (略)                  6-3-3-4 アンカーフレーム製作工                  (略)                  6-3-3-5 工場塗装工                  (略)</p> <p>第4節 工場製品輸送工                  (略) ※新規追加</p> <p>第5節 軽量盛土工                  (略) ※新規追加</p> <p>第6節 橋台工                  6-3-6-1 一般事項                  本節は、橋台工として、作業土工(床掘・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。                  6-3-6-2 作業土工(床掘・埋戻し)                  (略)                  6-3-6-3 既製杭工                  (略)                  6-3-6-4 場所打杭工                  (略)                  6-3-6-5 深礎工                  (略)</p>	<p>第3節 工場製作工                  3-3-1 一般事項                  (略)                  3-3-2 刃口金物製作工                  (略)                  3-3-3 鋼製橋脚製作工                  (略)                  3-3-4 アンカーフレーム製作工                  (略)                  3-3-5 工場塗装工                  (略)</p> <p>第4節 橋台工                  3-4-1 一般事項                  本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。                  3-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)                  (略)                  3-4-3 既製杭工                  (略)                  3-4-4 場所打杭工                  (略)                  3-4-5 深礎工                  (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
6-3-6-6 オープンケーソン基礎工 (略)	3-4-6 オープンケーソン基礎工 (略)
6-3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工 (略)	3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工 (略)
6-3-6-8 橋台躯体工 1~10 (略)	3-4-8 橋台躯体工 1~10 (略)
6-3-6-9 地下水位低下工 (略)	3-4-9 地下水位低下工 (略)
第7節 RC橋脚工	第5節 RC橋脚工
6-3-7-1 一般事項	3-5-1 一般事項
本節は、RC橋脚工として、作業土工(床掘・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。
6-3-7-2 作業土工(床掘・埋戻し) (略)	3-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)
6-3-7-3 既製杭工 (略)	3-5-3 既製杭工 (略)
6-3-7-4 場所打杭工 (略)	3-5-4 場所打杭工 (略)
6-3-7-5 深礎工 (略)	3-5-5 深礎工 (略)
6-3-7-6 オープンケーソン基礎工 (略)	3-5-6 オープンケーソン基礎工 (略)
6-3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工 (略)	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工 (略)
6-3-7-8 鋼管矢板基礎工 (略)	3-5-8 鋼管矢板基礎工 (略)
6-3-7-9 橋脚躯体工	3-5-9 橋脚躯体工
橋脚躯体工の施工については、第6編 6-3-6-8 橋台躯体工の規定による。	RC躯体工の施工については、第6編 3-4-8 橋台躯体工の規定による。
6-3-7-10 地下水位低下工 (略)	3-5-10 地下水位低下工 (略)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第8節 鋼製橋脚工  <u>6-3-8-1</u> 一般事項                      1 本節は、鋼製橋脚工として、作業土工(床掘・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。                      2 (略)  <u>6-3-8-2</u> 作業土工(床掘・埋戻し)                      (略)  <u>6-3-8-3</u> 既製杭工                      (略)  <u>6-3-8-4</u> 場所打杭工                      (略)  <u>6-3-8-5</u> 深礎工                      (略)  <u>6-3-8-6</u> オープンケーソン基礎工                      (略)  <u>6-3-8-7</u> ニューマチックケーソン基礎工                      (略)  <u>6-3-8-8</u> 鋼管矢板基礎工                      (略)  <u>6-3-8-9</u> 橋脚フーチング工                      4 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 <u>Ⅲ現場施工</u> 第3章 架設工法」(日本道路協会 平成27年3月)による。また、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。なお、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間は、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。  <u>6-3-8-10</u> 橋脚架設工                      1 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編 <u>3-1-14-3</u> 架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会 平成29年11月)の規定による。また、これ以外の施工方法による場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第6節 鋼製橋脚工  <u>3-6-1</u> 一般事項                      1. 本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。                      2. (略)  <u>3-6-2</u> 作業土工(床掘り・埋戻し)                      (略)  <u>3-6-3</u> 既製杭工                      (略)  <u>3-6-4</u> 場所打杭工                      (略)  <u>3-6-5</u> 深礎工                      (略)  <u>3-6-6</u> オープンケーソン基礎工                      (略)  <u>3-6-7</u> ニューマチックケーソン基礎工                      (略)  <u>3-6-8</u> 鋼管矢板基礎工                      (略)  <u>3-6-9</u> 橋脚フーチング工                      4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 <u>Ⅳ架設編</u> 第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年6月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。  <u>3-6-10</u> 橋脚架設工                      1. 受注者は、橋脚架設工の施工については、第6編 <u>4-4-4</u> 架設工(クレーン架設)「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第17章施工」(日本道路協会、平成14年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>(※旧仕様書2を削除)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6-3-8-11 現場継手工</p> <p>1 (略) (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-21 現場打継工」へ移動</p> <p>2 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会 平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧 Ⅲ現場施工 第3章 架設工法」(日本道路協会 平成27年3月)の規定による。また、これ以外による場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>6-3-8-12 現場塗装工</p> <p>(略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-29 現場塗装工」へ移動</p> <p>6-3-8-13 地下水位低下工</p> <p>(略)</p> <p>第9節 護岸基礎工</p> <p>6-3-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、護岸基礎工として、作業土工(床掘・埋戻し)、基礎工、矢板工、土台基礎工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>6-3-9-2 作業土工(床掘・埋戻し)</p> <p>(略)</p> <p>6-3-9-3 基礎工</p> <p>(略)</p> <p>6-3-9-4 矢板工</p> <p>(略)</p> <p>6-3-9-5 土台基礎工</p> <p>(略)</p> <p>第10節 矢板護岸工</p> <p>6-3-10-1 一般事項</p> <p>1 本節は、矢板護岸工として、作業土工(床掘・埋戻し)、笠コンクリート工、矢板工、その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>2. 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所<sup>1</sup>の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>3-6-11 現場継手工</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)17章施工」(日本道路協会、平成14年3月)、「鋼道路橋施工便覧 Ⅳ架設編 第2章 架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>11. (略)</p> <p>3-6-12 現場塗装工</p> <p>(略)</p> <p>3-6-13 地下水位低下工</p> <p>(略)</p> <p>第7節 護岸基礎工</p> <p>3-7-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. (略)</p> <p>3-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</p> <p>(略)</p> <p>3-7-3 基礎工</p> <p>(略)</p> <p>3-7-4 矢板工</p> <p>(略)</p> <p>3-7-5 土台基礎工</p> <p>(略)</p> <p>第8節 矢板護岸工</p> <p>3-8-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
6-3-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)	3-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)
6-3-10-3 笠コンクリート工 (略)	3-8-3 笠コンクリート工 (略)
6-3-10-4 矢板工 (略)	3-8-4 矢板工 (略)
第11節 法覆護岸工	第9節 法覆護岸工
6-3-11-1 一般事項	3-9-1 一般事項
1～2 (略)	1～2 (略)
6-3-11-2 コンクリートブロック工 (略)	3-9-2 コンクリートブロック工 (略)
6-3-11-3 護岸付属物工 1～3 (略)	3-9-3 護岸付属物工 1～3 (略)
6-3-11-4 緑化ブロック工 (略)	3-9-4 緑化ブロック工 (略)
6-3-11-5 環境護岸ブロック工 (略)	3-9-5 環境護岸ブロック工 (略)
6-3-11-6 石積(張)工 (略)	3-9-6 石積(張)工 (略)
6-3-11-7 法枠工 (略)	3-9-7 法枠工 (略)
6-3-11-8 環境配慮型護岸工	3-9-8 多自然型護岸工
環境配慮型護岸工の施工については、第3編 3-1-3-23 環境配慮型護岸工の規定による。	多自然型護岸工の施工については、第5編 1-8-1 多自然型護岸工の規定による。
6-3-11-9 吹付工 (略)	3-9-9 吹付工 (略)
6-3-11-10 植生工 (略)	3-9-10 植生工 (略)
6-3-11-11 覆土工 (略)	3-9-11 覆土工 (略)
6-3-11-12 羽口工	3-9-12 羽口工
(略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-25 羽口工」へ移動	1～8 (略)
第12節 擁壁護岸工	第10節 擁壁護岸工
6-3-12-1 一般事項	3-10-1 一般事項
1 本節は、擁壁護岸工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打	1. 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャ

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>擁壁工、プレキャスト擁壁工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>6-3-12-2 作業土工(床掘り・埋戻し) (略)</p> <p>6-3-12-3 場所打擁壁工 (略)</p> <p>6-3-12-4 プレキャスト擁壁工 (略)</p> <p>第4章 鋼橋上部工 第1節 適用 1 本章は、林道工事における、工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合については、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員と協議しなければならない。 林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p>	<p>スト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し） (略)</p> <p>3-10-3 場所打擁壁工 (略)</p> <p>3-10-4 プレキャスト擁壁工 (略)</p> <p>第4章 鋼橋上部 第1節 適用 1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、綱橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編 Ⅱ 鋼橋編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)  <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月)</u>  <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</u></p>	<p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)</p>
<p>第3節 工場製作工</p>	<p>日本林道協会 林道必携（技術編）(平成23年8月)</p>
<p><u>6-4-3-1</u> 一般事項 1～5（略）</p>	<p>第3節 工場製作工 <u>4-3-1</u> 一般事項 1～5（略）</p>
<p><u>6-4-3-2</u> 材 料 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-2 材料」へ移動</p>	<p><u>4-3-2</u> 材料 1～3（略）</p>
<p><u>6-4-3-3</u> 桁製作工 （略）</p>	<p><u>4-3-3</u> 桁製作工 （略）</p>
<p><u>6-4-3-4</u> 検査路製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-4 検査路製作工」へ移動</p>	<p><u>4-3-4</u> 検査路製作工 1～2（略）</p>
<p><u>6-4-3-5</u> 鋼製伸縮継手製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-5 鋼製伸縮継手製作工」へ移動</p>	<p><u>4-3-5</u> 鋼製伸縮継手製作工 1～2（略）</p>
<p><u>6-4-3-6</u> 落橋防止装置製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-6 落橋防止装置製作工」へ移動</p>	<p><u>4-3-6</u> 落橋防止装置製作工 1～2（略）</p>
<p><u>6-4-3-7</u> 鋼製排水管製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-10 鋼製排水管製作工」へ移動</p>	<p><u>4-3-7</u> 鋼製排水管製作工 1～2（略）</p>
<p><u>6-4-3-8</u> 橋梁用防護柵製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-7 橋梁用防護柵製作工」へ移動</p>	<p><u>4-3-8</u> 橋梁用防護柵製作工 1～3（略）</p>
<p><u>6-4-3-9</u> 橋梁用高欄製作工 （略）</p>	<p><u>4-3-9</u> 橋梁用高欄製作工 （略）</p>
<p><u>6-4-3-10</u> 鋳造費 （略）</p>	<p><u>4-3-10</u> 鋳造費 （略）</p>
<p><u>6-4-3-11</u> アンカーフレーム製作工 （略）</p>	<p><u>4-3-11</u> アンカーフレーム製作工 （略）</p>
<p><u>6-4-3-12</u> 工場塗装工 （略）</p>	<p><u>4-3-12</u> 工場塗装工 （略）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第4節 工場製品輸送工 (略) ※新規追加</p> <p>第5節 鋼橋架設工  <u>6-4-5-1</u> 一般事項                      1～4 (略)  <u>6-4-5-2</u> 材料                      1～2 (略)  <u>6-4-5-3</u> 地組工                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-2 地組工」へ移動  <u>6-4-5-4</u> 架設工(クレーン架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-3 架設工(クレーン架設)」へ移動  <u>6-4-5-5</u> 架設工(ケーブルクレーン架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-4 架設工(ケーブルクレーン架設)」へ移動  <u>6-4-5-6</u> 架設工(ケーブルエレクション架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-5 架設工(ケーブルエレクション架設)」へ移動  <u>6-4-5-7</u> 架設工(架設桁架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-6 架設工(架設桁架設)」へ移動  <u>6-4-5-8</u> 架設工(送出し架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-7 架設工(送出し架設)」へ移動  <u>6-4-5-9</u> 架設工(トラベラークレーン架設)                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-14-8 架設工(トラベラークレーン架設)」へ移動  <u>6-4-5-10</u> 支承工                      (略)  <u>6-4-5-11</u> 現場継手工                      (略)</p> <p>第6節 橋梁現場塗装工  <u>6-4-6-1</u> 一般事項                      1～3 (略)</p>	<p>第4節 鋼橋架設工  <u>4-4-1</u> 一般事項                      1～4 (略)  <u>4-4-2</u> 材料                      1～2 (略)  <u>4-4-3</u> 地組工                      1～2 (略)  <u>4-4-4</u> 架設工(クレーン架設)                      1～2 (略)  <u>4-4-5</u> 架設工(ケーブルクレーン架設)                      1～3 (略)  <u>4-4-6</u> 架設工(ケーブルエレクション架設)                      1～2 (略)  <u>4-4-7</u> 架設工(架設桁架設)                      1～3 (略)  <u>4-4-8</u> 架設工(送出し架設)                      1～2 (略)  <u>4-4-9</u> 架設工(トラベラークレーン架設)                      1～4 (略)  <u>4-4-10</u> 支承工                      (略)  <u>4-4-11</u> 現場継手工                      (略)</p> <p>第5節 橋梁現場塗装工  <u>4-5-1</u> 一般事項                      1～3 (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
6-4-6-2 材料 (略)	4-5-2 材料 (略)
6-4-6-3 現場塗装工 (略)	4-5-3 現場塗装工 (略)
第7節 床版工	第6節 床版工
6-4-7-1 一般事項 (略)	4-6-1 一般事項 (略)
6-4-7-2 床版工 (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-17-2 床版工」へ移動	4-6-2 床版工 1～2 (略)
第8節 橋梁付属物工	第7節 橋梁付属物工
6-4-8-1 一般事項 (略)	4-7-1 一般事項 (略)
6-4-8-2 伸縮装置工 (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-22 伸縮装置工」へ移動	4-7-2 伸縮装置工 1～2 (略)
6-4-8-3 落橋防止装置工 (略)	4-7-3 落橋防止装置工 (略)
6-4-8-4 排水装置工 (略)	4-7-4 排水装置工 (略)
6-4-8-5 地覆工 (略)	4-7-5 地覆工 (略)
6-4-8-6 橋梁用防護柵工 (略)	4-7-6 橋梁用防護柵工 (略)
6-4-8-7 橋梁用高欄工 (略)	4-7-7 橋梁用高欄工 (略)
6-4-8-8 検査路工 (略)	4-7-8 検査路工 (略)
6-4-8-9 親柱・橋名及び橋歴板 1～4 (略)	4-7-9 親柱、橋名及び橋歴板 1～4 (略)
5 受注者は、橋歴板については、起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については監督員の指示によらなければならない。	5. 受注者は、起点左側、桁腹板端部に樹脂カプセル型コンクリートアンカーを用いて取り付けることを原則とする。
6 橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。	6. 橋歴板の材質は鋳鉄を原則とし、寸法及び記載事項は図4-3のとおりとする。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>7 橋歴板に記載する年月については、橋梁の製作年月を記入する。 下図（図4-3）（略）</p>	<p>図4-3 （略）</p>
<p>第9節 鋼橋足場等設置工 6-4-9-1 一般事項 （略） 6-4-9-2 橋梁足場工 （略） 6-4-9-3 橋梁防護工 （略） 6-4-9-4 昇降用設備工 （略）</p>	<p>第8節 鋼橋足場等設置工 4-8-1 一般事項 （略） 4-8-2 橋梁足場工 （略） 4-8-3 橋梁防護工 （略） 4-8-4 昇降用設備工 （略）</p>
<p>第5章 コンクリート橋上部工 第1節 適用 1 本章は、<u>林道工事</u>における、工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC片持箱桁橋工、PC押し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、その他これらに類する工種について適用する。 4 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (4) 要領により難しい場合には、監督員と協議しなければならない。 5 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下「要領」という。)」に従い行わなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 (略) 林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 1. 本章は、<u>道路工事</u>における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC片持箱桁橋工、PC押し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、<u>仮設工</u>その他これらに類する工種について適用する。 4. (略) (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。 (4) 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 5. (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。 第2節 適用すべき諸基準 (略) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)            土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)            日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年2月)            日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(平成10年1月)            日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)            日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)            建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)(平成7年12月)            国土開発技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針(平成9年7月)            日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月)            日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)            土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)            日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年2月)            日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(平成10年1月)            日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)            日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)            建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)(平成7年12月)            国土開発技術センター プレベーム合成げた橋設計施工指針(平成9年7月)</p>
<p>第3節 工場製作工  <u>6-5-3-1</u> 一般事項            (略)  <u>6-5-3-2</u> プレベーム用桁製作工            (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-13-9 プレベーム用桁製作工」へ移動  <u>6-5-3-3</u> 橋梁用防護柵製作工            (略)  <u>6-5-3-4</u> 鋼製伸縮継手製作工            (略)  <u>6-5-3-5</u> 検査路製作工            (略)  <u>6-5-3-6</u> 工場塗装工            (略)  <u>6-5-3-7</u> 鋳造費            (略)            第4節 工場製品輸送工            (略) ※新規追加</p>	<p>日本林道協会 林道必携(技術編)            (平成23年8月)            第3節 工場製作工  <u>5-3-1</u> 一般事項            (略)  <u>5-3-2</u> プレベーム用桁製作工            1～2 (略)  <u>5-3-3</u> 橋梁用防護柵製作工            (略)  <u>5-3-4</u> 鋼製伸縮継手製作工            1～2 (略)  <u>5-3-5</u> 検査路製作工            (略)  <u>5-3-6</u> 工場塗装工            (略)  <u>5-3-7</u> 鋳造費            (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第5節 PC橋工</p> <p><u>6-5-5-1</u> 一般事項 1～7（略）</p> <p><u>6-5-5-2</u> プレテンション桁製作工（購入工） （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-11 プレテンション桁製作工（購入工）」へ移動</p> <p><u>6-5-5-3</u> ポストテンション桁製作工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-12 ポストテンション桁製作工」へ移動</p> <p><u>6-5-5-4</u> プレキャストセグメント製作工（購入工） （略）</p> <p><u>6-5-5-5</u> プレキャストセグメント主桁組立工 （略）※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-13 プレキャストセグメント主桁組立工」へ移動</p> <p><u>6-5-5-6</u> 支承工 （略）</p> <p><u>6-5-5-7</u> 架設工（クレーン架設） （略）</p> <p><u>6-5-5-8</u> 架設工（架設桁架設） （略）</p> <p><u>6-5-5-9</u> 床版・横組工 （略）</p> <p><u>6-5-5-10</u> 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p>	<p>第4節 PC橋工</p> <p><u>5-4-1</u> 一般事項 1～7（略）</p> <p><u>5-4-2</u> プレテンション桁製作工（購入工） 1～3（略）</p> <p><u>5-4-3</u> ポストテンション桁制作工 1～7（略）</p> <p><u>5-4-4</u> プレキャストセグメント製作工（購入工） （略）</p> <p><u>5-4-5</u> プレキャストセグメント主桁組立工 1～4（略）</p> <p><u>5-4-6</u> 支承工 （略）</p> <p><u>5-4-7</u> 架設工（クレーン架設） （略）</p> <p><u>5-4-8</u> 架設工（架設桁架設） （略）</p> <p><u>5-4-9</u> 床版・横組工 （略）</p> <p><u>5-4-10</u> 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p>
<p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p><u>6-5-6-1</u> 一般事項 2 受注者は、架設準備として、下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合には、監督員に測量結果を速やかに提出して指示を受けなければならない。</p> <p><u>6-5-6-2</u> プレビーム桁製作工（現場） （略）</p> <p><u>6-5-6-3</u> 支承工 （略）</p>	<p>第5節 プレビーム桁橋工</p> <p><u>5-5-1</u> 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p><u>5-5-2</u> プレビーム桁製作工（現場） （略）</p> <p><u>5-5-3</u> 支承工 （略）</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
6-5-6-4 架設工(クレーン架設) (略)	5-5-4 架設工(クレーン架設) (略)
6-5-6-5 架設工(架設桁架設) (略)	5-5-5 架設工(架設桁架設) (略)
6-5-6-6 床版・横組工 (略)	5-5-6 床版・横組工 (略)
6-5-6-7 局部(部分)プレストレス工 (略)	5-5-7 局部(部分)プレストレス工 (略)
6-5-6-8 床版・横桁工 (略)	5-5-8 床版・横桁工 (略)
6-5-6-9 落橋防止装置工 (略)	5-5-9 落橋防止装置工 (略)
第7節 PCホロースラブ橋工	第6節 PCホロースラブ橋工
6-5-7-1 一般事項 (略)	5-6-1 一般事項 (略)
6-5-7-2 架設支保工(固定) (略)	5-6-2 架設支保工(固定) (略)
6-5-7-3 支承工 (略)	5-6-3 支承工 (略)
6-5-7-4 PCホロースラブ製作工 (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-3-14 PCホロースラブ製作工」へ移動	5-6-4 PCホロースラブ製作工 (略)
6-5-7-5 落橋防止装置工 (略)	5-6-5 落橋防止装置工 (略)
第8節 RCホロースラブ橋工	第7節 RCホロースラブ橋工
6-5-8-1 一般事項 1～7 (略)	5-7-1 一般事項 1～7 (略)
6-5-8-2 架設支保工(固定) (略)	5-7-2 架設支保工(固定) (略)
6-5-8-3 支承工 (略)	5-7-3 支承工 (略)
6-5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工 (略)	5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工 (略)
6-5-8-5 落橋防止装置工 (略)	5-7-5 落橋防止装置工 (略)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第9節 PC版桁橋工  <u>6-5-9-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-9-2</u> PC版桁製作工                      (略)</p>	<p>第8節 PC版桁橋工  <u>5-8-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-8-2</u> PC版桁製作工                      (略)</p>
<p>第10節 PC箱桁橋工  <u>6-5-10-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-10-2</u> 架設支保工(固定)                      (略)  <u>6-5-10-3</u> 支承工                      (略)  <u>6-5-10-4</u> PC箱桁製作工                      (略)  <u>6-5-10-5</u> 落橋防止装置工                      (略)</p>	<p>第9節 PC箱桁橋工  <u>5-9-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-9-2</u> 架設支保工(固定)                      (略)  <u>5-9-3</u> 支承工                      (略)  <u>5-9-4</u> PC箱桁製作工                      (略)  <u>5-9-5</u> 落橋防止装置工                      (略)</p>
<p>第11節 PC片持箱桁橋工  <u>6-5-11-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-11-2</u> PC片持箱桁製作工                      (略)  <u>6-5-11-3</u> 支承工                      (略)  <u>6-5-11-4</u> 架設工(片持架設)                      (略)</p>	<p>第10節 PC片持箱桁橋工  <u>5-10-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-10-2</u> PC片持箱桁製作工                      (略)  <u>5-10-3</u> 支承工                      (略)  <u>5-10-4</u> 架設工(片持架設)                      (略)</p>
<p>第12節 PC押し箱桁橋工  <u>6-5-12-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-12-2</u> PC押し箱桁製作工                      (略)  <u>6-5-12-3</u> 架設工(押し架設)                      (略)</p>	<p>第11節 PC押し箱桁橋工  <u>5-11-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-11-2</u> PC押し箱桁製作工                      (略)  <u>5-11-3</u> 架設工(押し架設)                      (略)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第13節 橋梁付属物工  <u>6-5-13-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-13-2</u> 伸縮装置工                      (略)  <u>6-5-13-3</u> 排水装置工                      (略)  <u>6-5-13-4</u> 地覆工                      (略)  <u>6-5-13-5</u> 橋梁用防護柵工                      (略)  <u>6-5-13-6</u> 橋梁用高欄工                      (略)  <u>6-5-13-7</u> 検査路工                      (略)  <u>6-5-13-8</u> 親柱・橋名及び橋歴板                      (略)</p>	<p>第12節 橋梁付属物工  <u>5-12-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-12-2</u> 伸縮装置工                      (略)  <u>5-12-3</u> 排水装置工                      (略)  <u>5-12-4</u> 地覆工                      (略)  <u>5-12-5</u> 橋梁用防護柵工                      (略)  <u>5-12-6</u> 橋梁用高欄工                      (略)  <u>5-12-7</u> 検査路工                      (略)  <u>5-12-8</u> 親柱、橋名及び橋歴板                      (略)</p>
<p>第14節 コンクリート橋足場等設置工  <u>6-5-14-1</u> 一般事項                      (略)  <u>6-5-14-2</u> 橋梁足場工                      (略)  <u>6-5-14-3</u> 橋梁防護工                      (略)  <u>6-5-14-4</u> 昇降用設備工                      (略)</p>	<p>第13節 コンクリート橋足場等設置工  <u>5-13-1</u> 一般事項                      (略)  <u>5-13-2</u> 橋梁足場工                      (略)  <u>5-13-3</u> 橋梁防護工                      (略)  <u>5-13-4</u> 昇降用設備工                      (略)</p>
<p>第6章 木造橋上部工                      (略) ※新規追加</p>	
<p>第7章 林道維持                      第1節 適用                      1 本章は、林道工事における、<u>林道土工、構造物撤去工、仮設工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、除草工、</u></p>	<p>第8章 林道維持修繕                      第1節 適用                      1. 本章は、林道工事における<u>舗裝修繕工、林道構造物修繕工</u>その他これらに類する工種について適用する。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>応急処理工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2 林道土工は、第1編 第2章 第4節 林道土工、構造物撤去工は、第3編 第1章 第10節 構造物撤去工、仮設工は、第3編 第1章 第11節 仮設工 の規定による。</p> <p>3 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 林業土木工事共通編 及び 本編 第1章～第6章の規定による。</p> <p>4 受注者は、道路維持の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するために道路を良好な状態に保つようしなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合については、第1編 第1章 総則 1-1-1-49 臨機の措置 の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合については、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)            日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)            日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)            日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)            日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)(平成27年6月)            日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)            日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)            日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)            日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)            日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)            日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—(平成29年11月)            日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	<p>2. 林道土工、仮設工は、第1編 第2章 第4節 林道土工 及び第3編 第1章 第10節 仮設工 の規定による。</p> <p>3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編 材料編、第3編林業土木工事共通編の規定による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)            日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)            日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)            日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針(案)(平成元年6月)            日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)            日本道路協会 簡易舗装要綱(昭和54年10月)            日本道路協会 道路橋補修便覧(平成元年8月)            日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)            日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)            日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)            日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)            日本林道協会 林道必携(技術編)(平成23年8月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第3節 舗装工  <u>6-7-3-1 一般事項</u>  <u>1 本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工、その他これらに類する工種について定める。</u>  <u>2 受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</u>  <u>3 舗装工の施工による発生材の処理は、第3編 3-1-10-13 運搬処理工の規定による。</u>  <u>6-7-3-2 材 料</u>  <u>1 アスファルト注入に使用する注入材料については、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。</u>    <u>2 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。</u>    <u>6-7-3-3 路面切削工</u>            (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-9 路面切削工」へ移動  <u>6-7-3-4 舗装打換え工</u>            (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-10 舗装打換え工」へ移動  <u>6-7-3-5 切削オーバーレイ工</u>            (略)  <u>6-7-3-6 オーバーレイ工</u>            (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-11 オーバーレイ工」へ移動  <u>6-7-3-7 路上再生工</u>  <u>1 (2) ①～③ (略)</u>            ※旧仕様書の④を削除  <u>6-7-3-8 コンクリート舗装補修工</u>            (略) ※新規追加  <u>6-7-3-9 アスファルト舗装補修工</u>            (略) ※新規追加</p>	<p>第3節 舗装修繕工  <u>8-3-1 一般事項</u>  <u>本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、その他これらに類する工種について適用する。</u>    <u>8-3-2 材 料</u>  <u>1. 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表8-1の規格に適合する。</u>  <u>表8-1 (略)</u>    <u>2. 路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編1-6-2アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。</u>  <u>8-3-3 路面切削工</u>            (略)    <u>8-3-4 舗装打換え工</u>            (略)    <u>8-3-5 切削オーバーレイ工</u>            (略)  <u>8-3-6 オーバーレイ工</u>            1～2 (略)    <u>8-3-7 路上再生工</u>  <u>1 (2) ①～③ (略)</u>  <u>④ 施工前に監督員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第4節 排水構造物工 （略）※新規追加</p> <p>第5節 防護柵工 （略）※新規追加</p> <p>第6節 標識工 （略）※新規追加</p> <p>第7節 軽量盛土工 （略）※新規追加</p> <p>第8節 擁壁工 （略）※新規追加</p> <p>第9節 石・ブロック積(張)工 （略）※新規追加</p> <p>第10節 カルバート工 （略）※新規追加</p> <p>第11節 法面工 （略）※新規追加</p> <p>第12節 橋梁床版工 （略）※新規追加</p>	<p>第4節 林道構造物修繕工</p> <p>8-4-2 排水構造物修繕 1. 受注者は、既設側溝の改造のために壁等のはつりを行う場合は、 <u>他の部分を損傷を与えないようにしなければならない。</u> 2. 受注者は、側溝の蓋掛け前に蓋掛け施工区間の側溝内の清掃を行わなければならない。</p> <p>8-4-3 防護柵修繕 1. ガードレール、ガードケーブル等の施工については、第3編1-3-11路側防護柵工の規定による。 2. 受注者は、ガードレール等の防護柵の破損したものを取り替えるにあたって、同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8-4-4 視線誘導標修繕 <u>受注者は、視線誘導標の修繕にあたって、基礎を締固め、設計図書に基づいて設置しなければならない。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第13節 橋梁附属物工 (略) ※新規追加</p> <p>第14節 現場塗装工 (略) ※新規追加</p> <p>第15節 トンネル工 (略) ※新規追加</p> <p>第16節 道路附属物復旧工 (略) ※新規追加</p> <p>第17節 除草工 (略) ※新規追加</p> <p>第18節 応急処理工 (略) ※新規追加</p> <p>第8章 雪 寒 (略) ※新規追加</p> <p>第9章 林道修繕 第1節 適用 1 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、林道土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路附属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁附属物工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2 林道土工については、第1編 第2章 第4節 林道土工、構造物撤去工については、第3編第1章 第10節 構造物撤去工、仮設工に</p>	<p>8-4-1 伸縮継手修繕 1. 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 2. 伸縮継手据付けについては、第6編4-7-2伸縮装置工の規定による。 3. 受注者は、交通解放の時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8章 林道維持修繕 第1節 適用 1. 本章は、林道工事における舗裝修繕工、林道構造物修繕工その他これらに類する工種について適用する。 2. 林道土工、仮設工は、第1編 第2章 第4節 林道土工 及び第3編 第1章 第10節 仮設工 の規定による。</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>については、第3編 第1章 第11節 仮設工の規定による。</p> <p>3 本章に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 林業土木工事共通編 <u>及び 本編 第1章～第13章の規定による。</u></p> <p>4 受注者は、道路修繕の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するために道路を良好な状態に保つようにしなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合には、第1編 1-1-1-49 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。また、これにより難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合については、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合には監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)            日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)            日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)            日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)            日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)            日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)            日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)            日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)            日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)            日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—(平成29年11月)            日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p> <p>第3節 工場製作工            (略) ※新規追加</p> <p>第4節 工場製品輸送工            6-9-4-1 一般事項            (略) ※新規追加</p>	<p>3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編林業土木工事共通編の規定による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)            日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)            日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)            日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針(案)(平成元年6月)            日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)            日本道路協会 簡易舗装要綱(昭和54年10月)            日本道路協会 道路橋補修便覧(平成元年8月)            日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)            日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)            日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)            日本道路協会 舗装設計便覧(平成18年2月)            日本林道協会 林道必携(技術編)(平成23年8月)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第5節 舗装工  <u>6-9-5-1 一般事項</u>                      本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><u>6-9-5-2 材料</u>                      (略)</p> <p><u>6-9-5-3 路面切削工</u>                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-9 路面切削工」へ移動</p> <p><u>6-9-5-4 舗装打換え工</u>                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 第3編 3-1-7-10 舗装打換え工」へ移動</p> <p><u>6-9-5-5 切削オーバーレイ工</u>                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-9 路面切削工」へ移動</p> <p><u>6-9-5-6 オーバーレイ工</u>                      (略) ※旧仕様書記載内容を「第3編 3-1-7-11 オーバーレイ工」へ移動</p>	<p>第3節 舗装修繕工  <u>8-3-1 一般事項</u>                      本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、<u>切削オーバーレイ工</u>、オーバーレイ工、路上再生工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><u>8-3-2 材料</u>                      (略)</p> <p><u>8-3-3 路面切削工</u>                      (略)</p> <p><u>8-3-4 舗装打換え工</u>                      (略)</p> <p><u>8-3-5 切削オーバーレイ工</u>                      (略)</p> <p><u>8-3-6 オーバーレイ工</u>                      (略)</p> <p><u>8-3-7 路上再生工</u>                      (2) ①～③ (略)                      ④ <u>施工前に監督員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。</u></p>
<p>第6節 排水構造物工                      (略) ※新規追加</p>	<p>第4節 林道構造物修繕工  <u>8-4-2 排水構造物修繕</u>                      1. 受注者は、既設側溝の改造のために壁等のはつりを行う場合は、他の部分を損傷を与えないようにしなければならない。                      2. 受注者は、側溝の蓋掛け前に蓋掛け施工区間の側溝内の清掃を行わなければならない。</p>
<p>第7節 防護柵工                      (略) ※新規追加</p>	<p><u>8-4-3 防護柵修繕</u>                      1. ガードレール、ガードケーブル等の施工については、第3編1-3-11路側防護柵工の規定による。                      2. 受注者は、ガードレール等の防護柵の破損したものを取り替え</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第8節 標識工 （略）※新規追加</p> <p>第9節 区画線工 （略）※新規追加</p> <p>第10節 軽量盛土工 （略）※新規追加</p> <p>第11節 擁壁工 （略）※新規追加</p> <p>第12節 石・ブロック積(張)工 （略）※新規追加</p> <p>第13節 カルバート工 （略）※新規追加</p> <p>第14節 法面工 （略）※新規追加</p> <p>第15節 落石雪害防止工 （略）※新規追加</p> <p>第16節 橋梁床版工 （略）※新規追加</p> <p>第17節 鋼桁工 （略）※新規追加</p> <p>第18節 橋梁支承工 （略）※新規追加</p>	<p><u>るにあたって、同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>8-4-4 視線誘導標修繕 <u>受注者は、視線誘導標の修繕にあたって、基礎を締固め、設計図書に基づいて設置しなければならない。</u></p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）の改正概要（第6編 林道編）

新仕様書	旧仕様書
<p>第19節 橋梁付属物工 （略）※新規追加</p> <p>第20節 橋脚巻立て工 （略）※新規追加</p> <p>第21節 現場塗装工 （略）※新規追加</p> <p>第22節 トンネル工 （略）※新規追加</p>	<p>8-4-1 伸縮継手修繕</p> <p>1. 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p>2. 伸縮継手据付けについては、第6編4-7-2伸縮装置工の規定による。</p> <p>3. 受注者は、交通解放の時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p>